

第 2 次 豊 明 市 環 境 基 本 計 画

令和3年3月

令和4年3月改訂

令和5年6月改訂

豊 明 市

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 豊明市を取り巻く環境情勢	1
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の位置づけ	3
第5節 計画の対象範囲	4
第6節 計画期間	4
第2章 豊明市の環境の概要と第1次計画の総括	5
第1節 豊明市の環境の概要	5
1. 市の概要	5
2. 自然環境	6
3. 気象	6
4. 土地利用	7
5. 人口	8
6. 産業	9
7. 都市環境	11
8. 交通	12
9. 資源	13
10. 公害	15
第2節 第1次計画の総括	18
第3章 望ましい環境像と施策の柱	19
第1節 望ましい環境像	19
第2節 望ましい環境像を達成するための施策	19
1. 5つの分野への取組	19
2. 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	22
第4章 望ましい環境像を達成するための施策	25
第1節 自然環境の保全	25
1. 自然の保全	25
2. 自然との触れ合いの確保	27
3. 水辺の保全・活用	28
第2節 都市環境の整備	29
1. 潤いと安らぎのあるまちづくり	29
第3節 生活環境の保全	31
1. 公害のないまちづくり	31
2. ごみ減量とリサイクルの推進	33
第4節 地球環境の保全	35
1. 計画の基本的な考え方	35
2. 区域の温室効果ガス排出状況	38

3. 計画の目標.....	39
4. 温室効果ガス削減・抑制のための基本目標と取組.....	42
第5節 協働の推進.....	49
1. 協働の基盤づくり	49
2. 協働の体制づくり	50
第5章 市民・事業者の取組	51
1. 市民の取組.....	51
2. 事業者の取組.....	53
第6章 計画の推進	56
第1節 推進体制	56
1. 推進体制の構築	56
2. 市民・事業者・市の役割.....	56
第2節 進捗管理	57
巻末資料	58

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

豊明市（以下、「本市」という。）では、2001（平成13）年3月に、「豊明市環境基本計画『21世紀のとよあけ環境羅針盤』」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、計画のキャッチフレーズである「人と人、人と地域、人と自然の環境理想都市 豊明」の実現に向けて、目標年度である2020年度に向けて市、市民、事業者が一体となった環境まちづくりを推進してきました。

第1次計画策定後の20年間に、廃棄物に関しては各種リサイクル法が整備され、生物に関しては生物多様性の保全や外来生物対策が求められるようになりました。また、2011（平成23）年の東日本大震災後の原発事故を機会に、国内では省エネや再生可能エネルギーの導入が注目されるようになりました。2016（平成28）年のパリ協定の発効後は、地球温暖化対策が一層強く求められるようになりました。本市では「豊明市新エネルギー推進計画」（2014（平成26）年3月）を策定し、基本方針である創エネ、省エネ、親エネの取組を進めてきましたが、地球温暖化対策として目標や取組を見直す必要があります。

こうした国内外における環境政策を取り巻く状況の変化に対応するために、「第2次豊明市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 豊明市を取り巻く環境情勢

1990年代、全国的な最終処分場のひっ迫を受けて1998（平成10）年から2002（平成14）年にかけて、容器包装リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法が整備されました。その結果、あらゆる分野でごみの減量、資源化、適正処理が行われるようになりました。

近年では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが問題になっています。2019（令和元）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、取組が始まったところです。

ごみについては、ポイ捨てされて海洋に流出したプラスチックごみは、動物が間違えて食べて死んでしまったり、船のスクリューに絡まったりという問題があり、注目が集まっています。さらに、細かく分解されマイクロプラスチックとなって魚介類の体内に入ると、それを人間が食べてしまう懸念があることから、2019（令和元）年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

また、外来生物による在来生態系の攪乱や農林水産業への影響が深刻な問題になったことから、2004（平成16）年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定されました。2010（平成22）年には生物の多様性に関する条約の第10回締約国会議が愛知・名古屋で開催され、数値目標を含む「愛知目標」が採択されました。2013（平成25）年には「あいち生物多様性戦略2020」が策定され、県内においても生物多様性保全の取組が進められています。

地球温暖化に関しては、気候変動枠組条約の京都議定書が目標年度を迎え、次の枠組みである「パリ協定」が2016（平成28）年に発効しました。これは発展途上国を含むすべての締約国に削減努力を求めるものです。国内では「気候変動の影響への適応計画」、「地球温暖化対策計画」が策定されました。愛知県では、2018（平成30）年に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、国より厳しい削減目標を掲げています。

エネルギーに関しては、国内では、2012（平成24）年から再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が買い取る固定価格買取制度が導入され、太陽光発電の導入量が飛躍的に伸びてきました。さらに「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により機器等のエネルギー消費効率が向上しています。

このような社会情勢の中、2018（平成30）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。2015（平成27）年9月に国連サミットで決められた、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を生かして、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、地域資源を持続可能な形で活用を目指しています。

「第五次環境基本計画」では、SDGs や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGs等の実現にもつながるものです。

第3節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

第1章 計画の概要

策定の趣旨、位置づけ等を示します。

第2章 豊明市の環境の概要と第1次計画の総括

豊明市の環境について資料調査に基づく概要と第1次計画の総括を示します。

第3章 望ましい環境像と施策の柱

望ましい環境像等の考え方を示します。

第4章 望ましい環境像を達成するための施策

施策と、施策に基づく市の取組を説明します。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 自然環境の保全 | 2 都市環境の整備 |
| 3 生活環境の保全 | 4 地球環境の保全
(区域施策編) |
| 5 協働の推進 | |

第5章 市民・事業者の取組

施策に基づき、市民・事業者に求められる取組を示します。

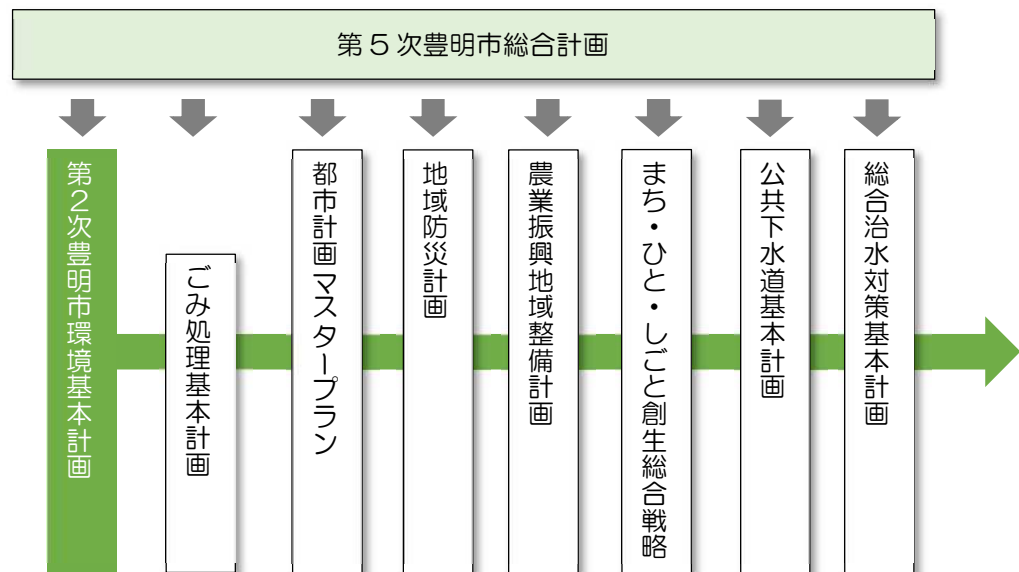
第6章 計画の推進

推進体制、進捗管理等を示します。

第4節 計画の位置づけ

豊明市環境基本計画は、豊明市環境基本条例第14条に基づく、豊明市の環境行政の最上位計画です。市の最上位計画である第5次豊明市総合計画や、市の他関連計画、国・県の関連計画との整合を図ります。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)を包含し、新エネルギー推進計画を兼ねるものとします。



第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市内の自然環境、生活環境、廃棄物及び地球環境に影響を及ぼす事象とします。

第6節 計画期間

本計画の目標年度は 2030（令和 12）年度とします。必要に応じて中間見直しを行います。

第2章 豊明市の環境の概要と第1次計画の総括

第1節 豊明市の環境の概要

1. 市の概要

(1) 沿革

本市は、古くから鎌倉街道、東海道沿いの村として開け、もっぱら農業を主とした産業が栄えてきました。1906（明治39）年5月に現在の市域となった愛知郡豊明村は、社会経済の進展とともに徐々に人口が増加し、1957（昭和32）年1月には町制を施行しました。その後、市北部の団地造成を契機として市街化が進み、名古屋都市圏の近郊住宅地として人口も急激に増加し、1972（昭和47）年8月に市制を施行し、現在に至っています。

(2) 位置

本市は、愛知県の中央よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、北は東郷町、西は名古屋市、南は大府市に接しています。市の南側を名古屋鉄道名古屋本線、国道1号、国道23号が横断しており、伊勢湾岸自動車道の豊明ICも開通し、交通の便が良い立地です。

面積は23.22km²、周囲27kmで地形は台地と低地からなり、一帯の土地は、北部の標高72m（二村山）を最高に南に向かってゆるやかに傾斜し、平野部を形成しています。



図1 豊明市の位置

2. 自然環境

市域は主に住宅地として利用されているものの、大小のため池や農地が残されており、特に北部には勅使池や若王子池、二村山緑地などのまとまった緑があり、貴重な動植物が残る大狭間湿地や豊明のナガバノイシモチソウの自生地があります。勅使池からは井堰川が、若王子池からは若王子川が南東に流下し、境川に流入しています。

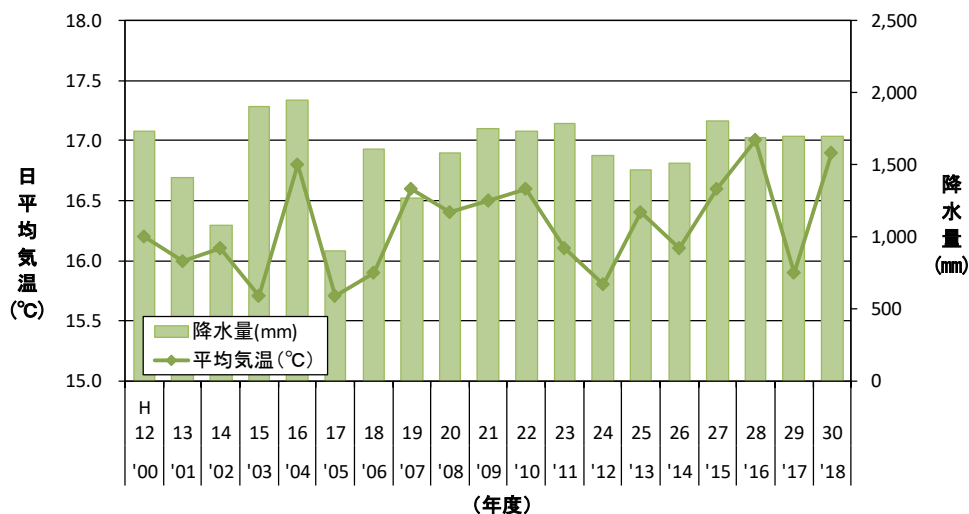
愛知県では、生態系ネットワーク形成を推進するために「生態系ネットワーク協議会」の設置を進めています。本市は東部丘陵生態系ネットワーク協議会の対象エリアに属しており、東部丘陵地域に立地する大学が自然環境の保全に関する研究や、保全活動に取り組んでいます。

このほか、市民が自然と触れ合う場としては、市民菜園があり、2018（平成 30）年度で 135 区画整備しています。

3. 気象

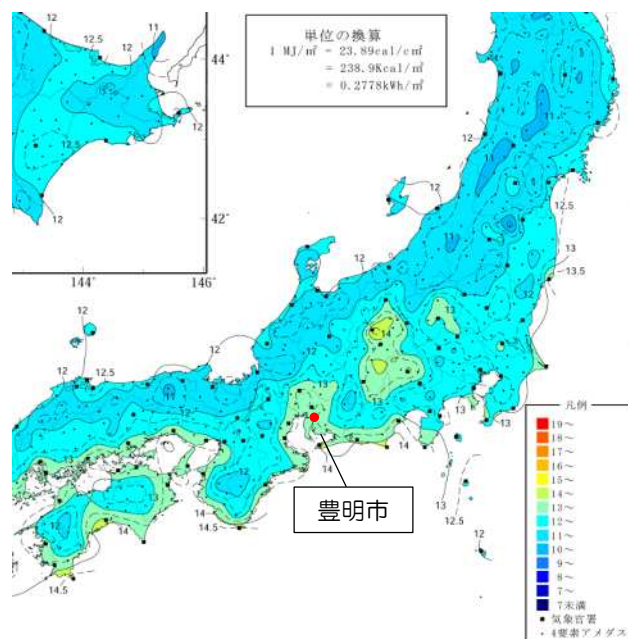
日平均気温 15.5℃から 17.0℃で推移しており、わずかに上昇する傾向があります。年間降水量は 2008（平成 20）年度までは 1,000mm から 2,000mm 程度に変動がありましたが、近年は 1,500mm 前後で推移しています。

年平均全天日射量は 13MJ/m²で、全国的にみると日射に恵まれた地域です。



資料：気象庁

図2 日平均気温と降水量の推移

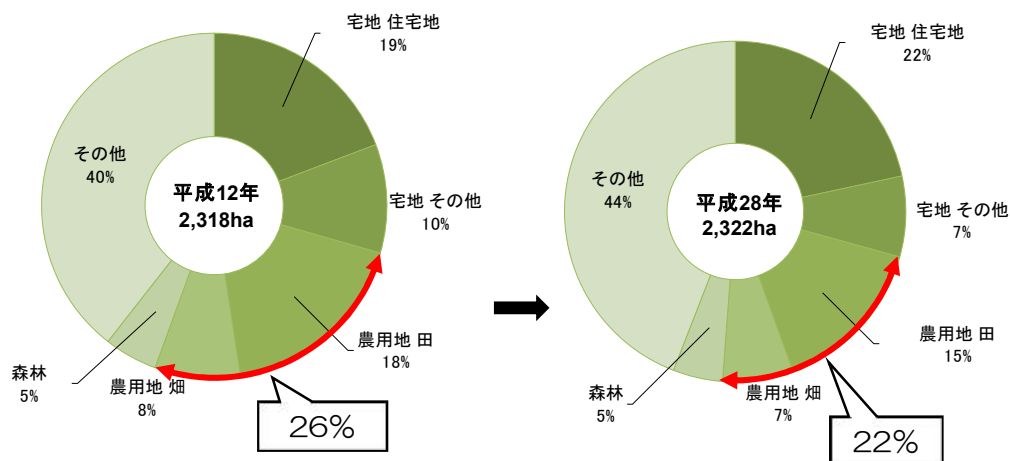


資料：日射量データベース（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図3 年平均全天日射量の平年値

4. 土地利用

2000（平成12）年から2016（平成28年）にかけて、宅地、森林の面積はほぼ変わりません。しかし、市街化が進んだ市内における貴重な自然である農地（田、畑）の面積は減少しています。



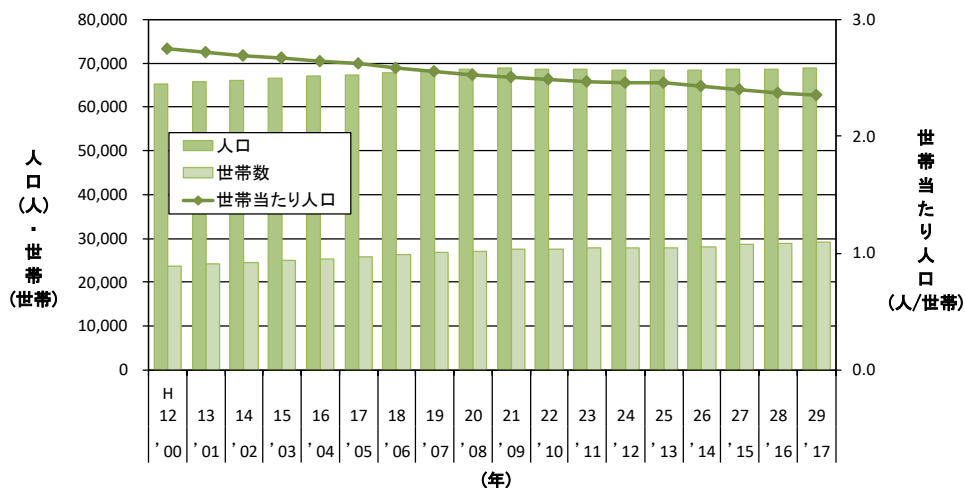
資料：とよあけの統計

図4 土地の利用面積の変化

5. 人口

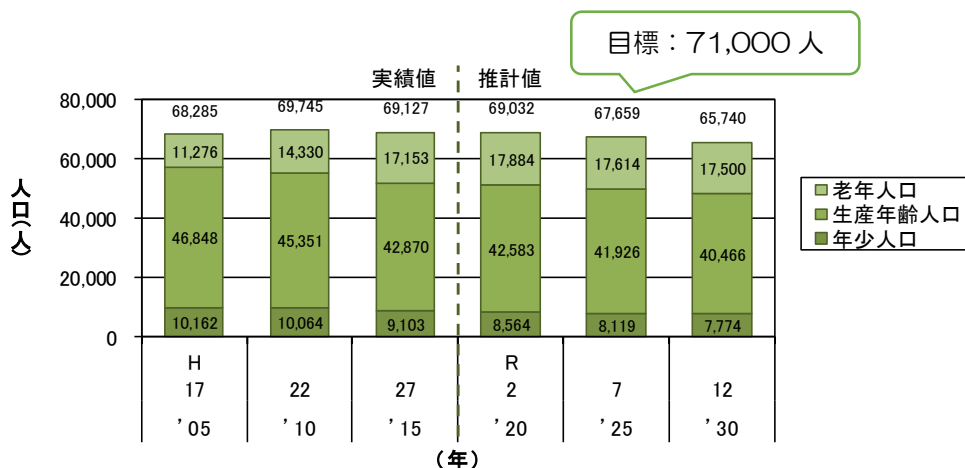
人口は増加を続けていましたが、2009（平成 21）年以降横ばいとなっています。世帯数は増加を続けており、世帯当たり人口は減少を続けています。

第 5 次豊明市総合計画によると、将来の人口は 2015（平成 27）年ごろをピークに減少に転じ、総人口に占める高齢者の割合が増加すると予測されています。そこで、第 5 次豊明市総合計画では、人口流出を防ぐとともに転入人口を増やすための施策を講じ、2025 年において人口 71,000 人をめざすとしています。



資料：とよあけの統計

図5 人口・世帯数の推移

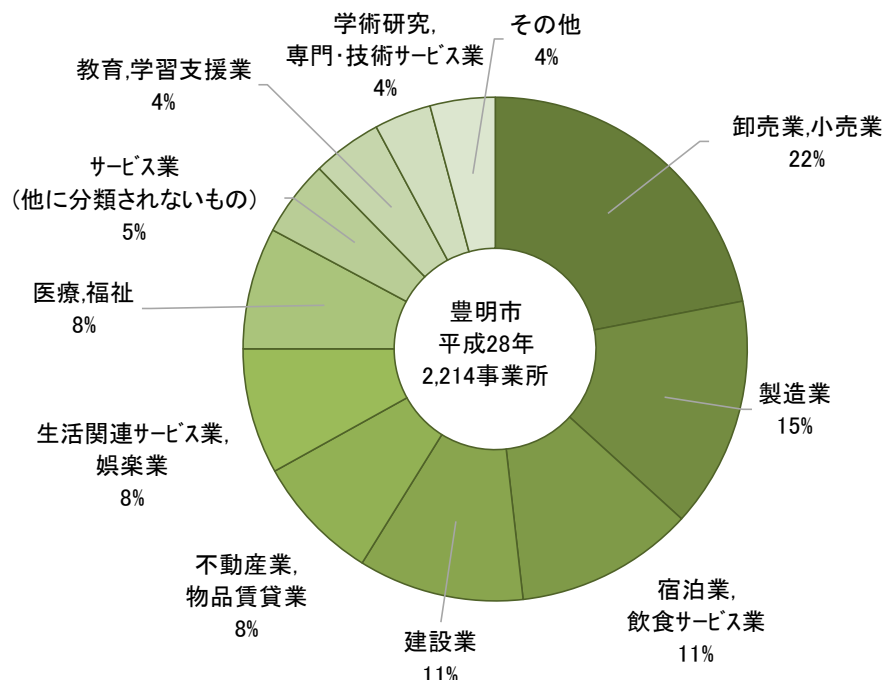


資料：第 5 次豊明市総合計画、ただし'15 は国勢調査の実績による（年齢不詳分は補正している）

図6 将来人口の推移

6. 産業

産業大分類別事業所数は、卸売業・小売業が最も多く 22%を占めています。次いで、製造業、宿泊業・飲食サービス業、建設業となっています。



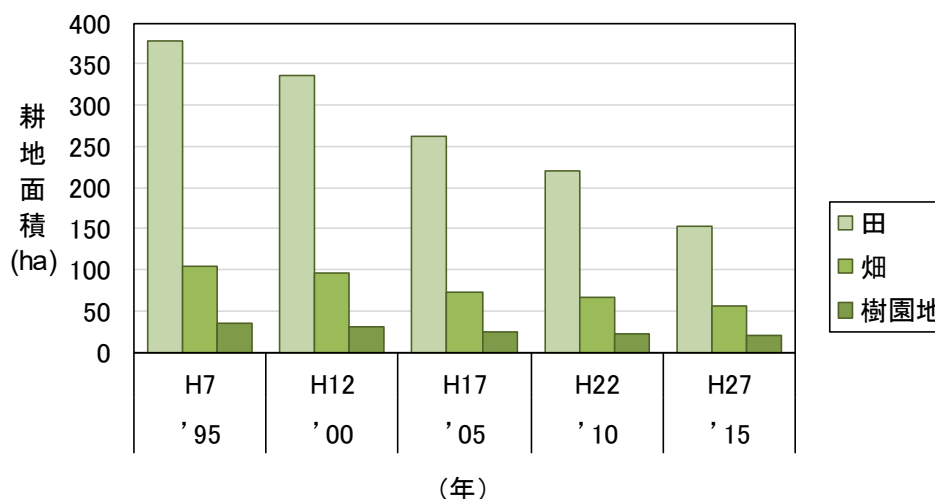
資料：愛知県統計年鑑

図7 産業（大分類）別事業所数

（1）農業

経営耕地面積は、田が全体の約 70%を占めています。1995（平成 7）年から 2015（平成 27）年にかけて耕地面積が減少しており、2015（平成 27）年では 231ha で、田は 50%以上減少しています。

農家を支援する制度として、認定農業者制度があります。農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定するもので、2017（平成 29）年 9 月現在で 18 名が認定されています。このほか、農地バンクにより規模拡大希望農家及び新規就農者への斡旋を推進しており、2018（平成 30）年 1 月末現在で 142 千㎡が登録されましたが、登録に対し、借りたい人が少ない状況が続いています。

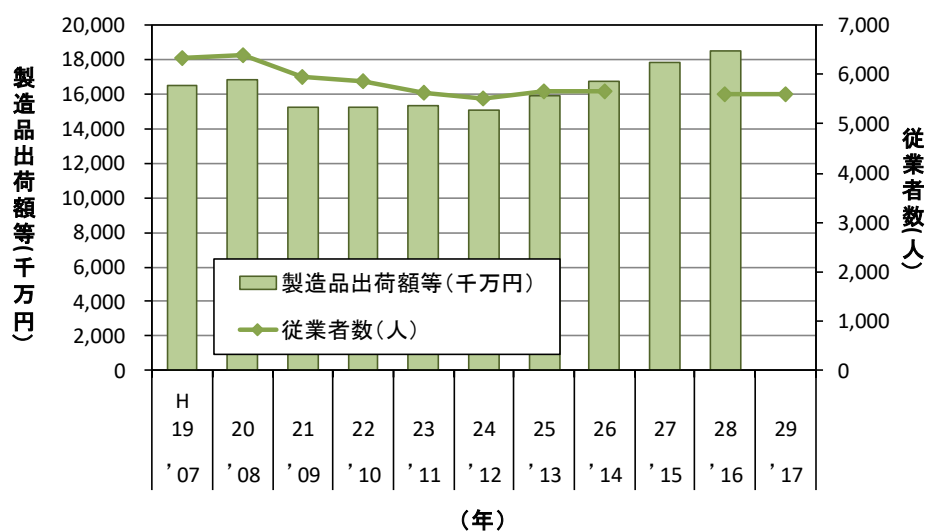


注：H17 は、基本的に 0.3ha 以上を対象として調査している。
資料：とよあけの統計

図8 経営耕地面積の推移

(2) 工業

製造品出荷額等は、2008（平成 20）年から 2009（平成 21）年にかけて減少したものの、2012（平成 24）年を境に増加に転じ、2015（平成 27）年以降は、2008（平成 20）年を超えた状態で推移しています。従業者数は、2008（平成 20）年から減少し 2011（平成 23）年以降は概ね横ばいで推移しています。

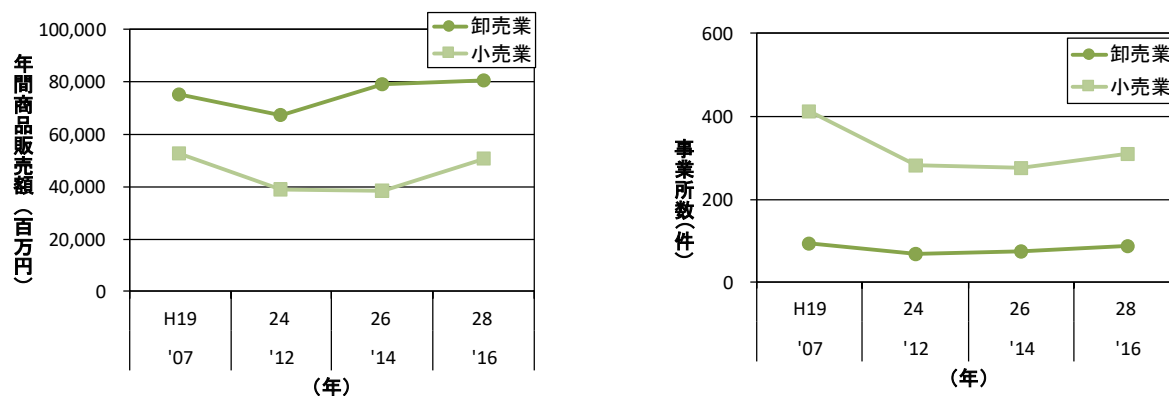


注：従業者数は、2014（平成 26）年までは 12 月 31 日現在、平成 28 年以降は 6 月 1 日現在。
資料：工業統計

図9 製造品出荷額等と従業者数の推移

(3) 商業

年間商品販売額は卸売業が、事業所数では小売業が上回っています。また、卸売業、小売業のいずれも、2012（平成24）年に減少しましたが2016（平成28）年にかけて回復傾向にあります。



資料：とよあけの統計

図10 年間商品販売額の推移（左）、事業所数の推移（右）

7. 都市環境

都市公園は、50 か所あり、勅使水辺公園が約 32 万㎡で最も広い公園です。都市公園面積は、2017（平成 29）年度人口でみると、一人当たり約 9.3 ㎡です。

こうした公園のほか道路、河川を対象に、地域住民による清掃美化活動が行われています。2018（平成 30）年度にアダプトプログラムに登録しているのは、団体・個人あわせて 70 件あり、市では草刈り機を貸し出したり、ごみ袋を配布して支援しています。

また、市街地ではアスファルトなどで地表面が覆われてしまい、雨水が地下に浸透できない問題があることから、透水性舗装の導入を進めており、2017（平成 29）年度末で 16.6%を達成しています。

表 1 都市公園の状況

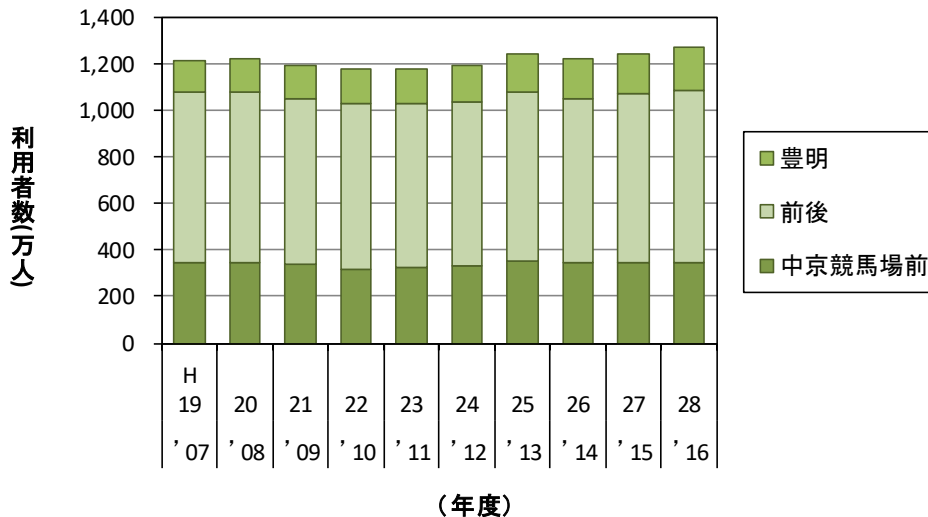
平成 30 年 1 月 1 日現在

区分	か所数	面積(㎡)
近隣公園	6	112,982
街区公園	40	99,437
特殊公園	3	372,083
墓園	1	53,279
合計	50	637,781

資料：とよあけの統計

8. 交通

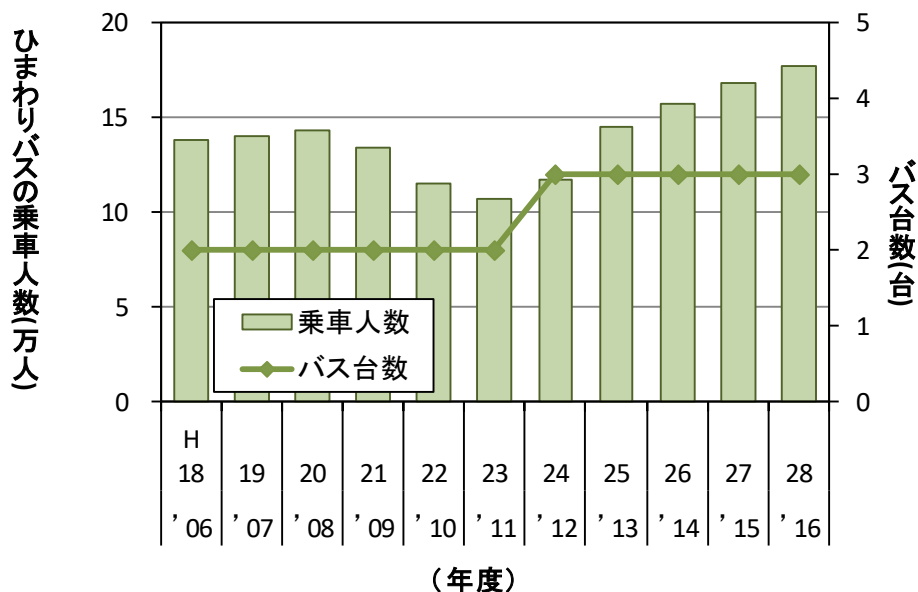
市内の鉄道は、名古屋鉄道名古屋本線が市南部を横断しており、中京競馬場前、前後、豊明の3駅があります。利用者の総数では前後駅が最も多く、3駅の合計では、2011（平成23）年度以降、増加傾向にあります。



資料：とよあけの統計

図11 鉄道利用状況の推移

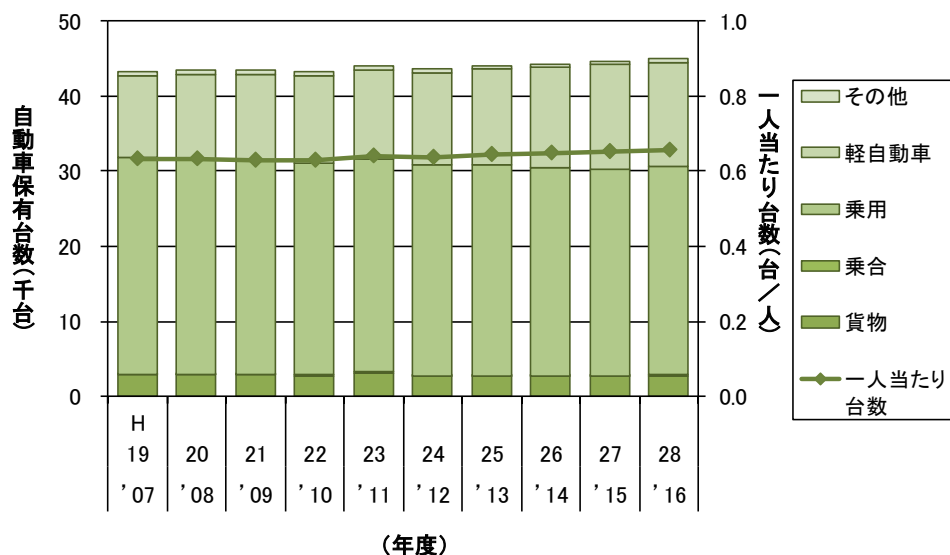
バスでは、豊明市循環バス（ひまわりバス）4コース、名鉄バス5路線7系統に加え、一部名古屋市バスと大府市バスが乗り入れています。ひまわりバスは、2008（平成20）年度から2011（平成23）年度にかけて乗車人数が減少しましたが、2012（平成24）年度にバスが1台増加して以降、乗車人数も増加に転じています。



資料：とよあけの統計

図12 循環バスの利用状況の推移

自動車の保有台数は増加しており、移動を自動車に依存する傾向もうかがえることから、市では隣接市町を結ぶバス路線の整備を検討しています。



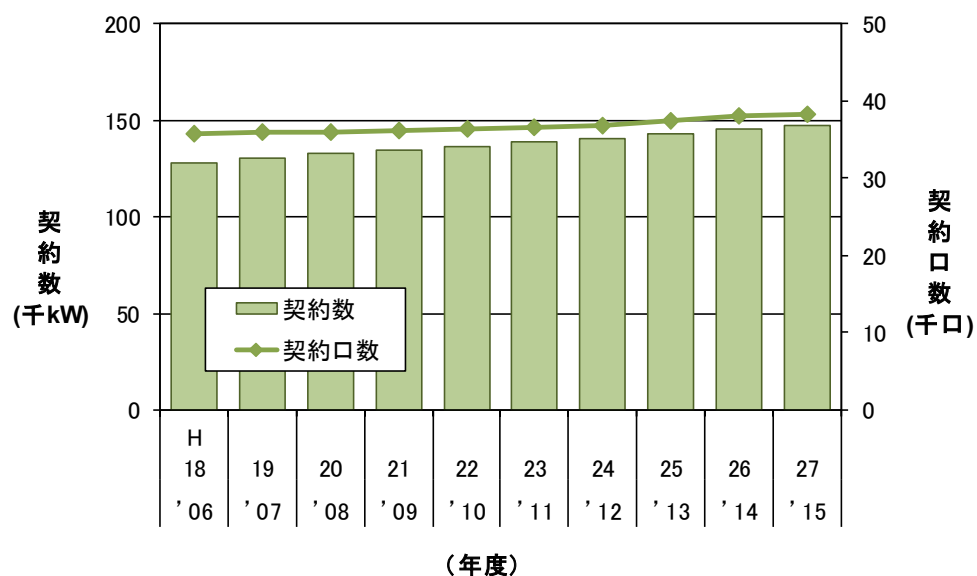
資料：とよあけの統計

図13 自動車保有台数の推移

9. 資源

(1) エネルギー

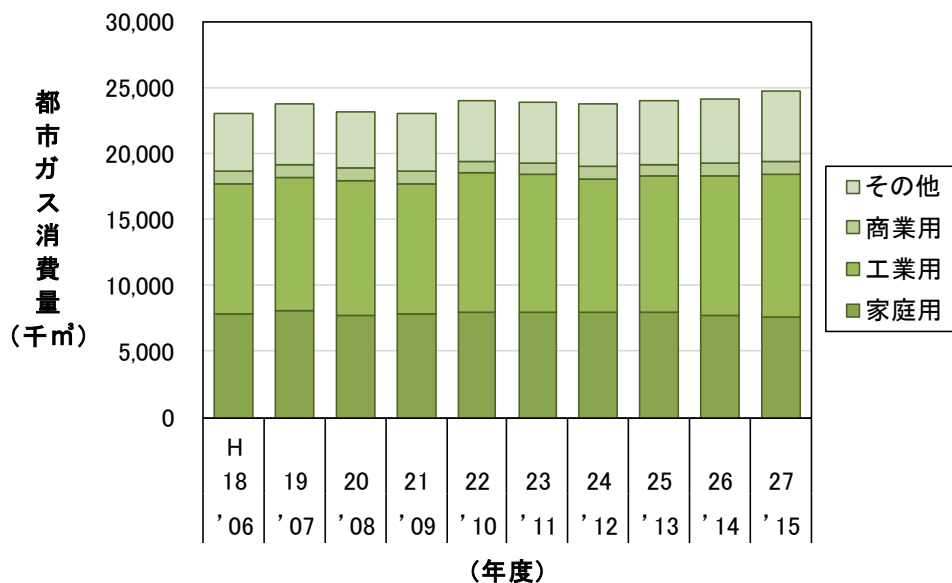
電灯・電力需要は、世帯数増加に伴い、増加傾向が続いています。



資料：とよあけの統計

図14 電灯・電力需要の推移

都市ガス消費量は、工業用が最も多く、次いで家庭用となっています。家庭用は概ね横ばいですが、工業用が増加傾向にあり、全体の消費量も増加傾向にあります。



資料：とよあけの統計

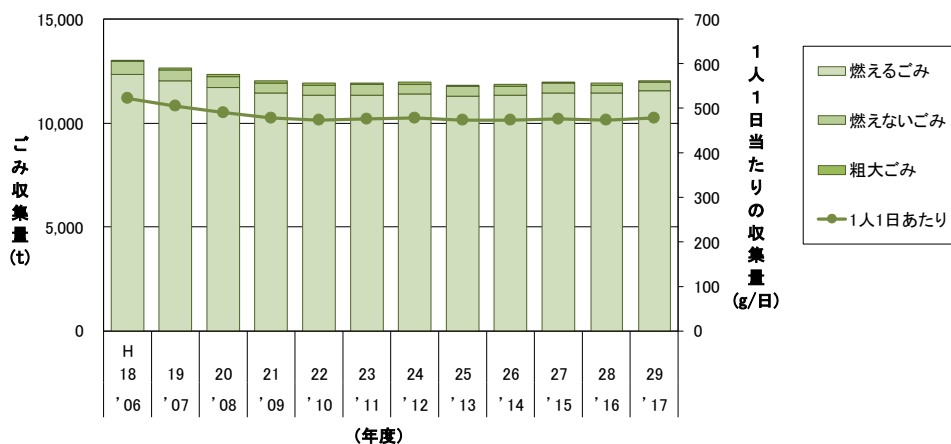
図15 都市ガス消費量の推移

(2) 廃棄物

ごみ（家庭系一般廃棄物）の収集量では、燃えるごみが全体の90%以上を占めており、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度にかけて減少していますが、その後は横ばいで推移しています。ごみの組成調査の結果では、可燃ごみ、不燃ごみともに対象外のごみ混入がみられます。

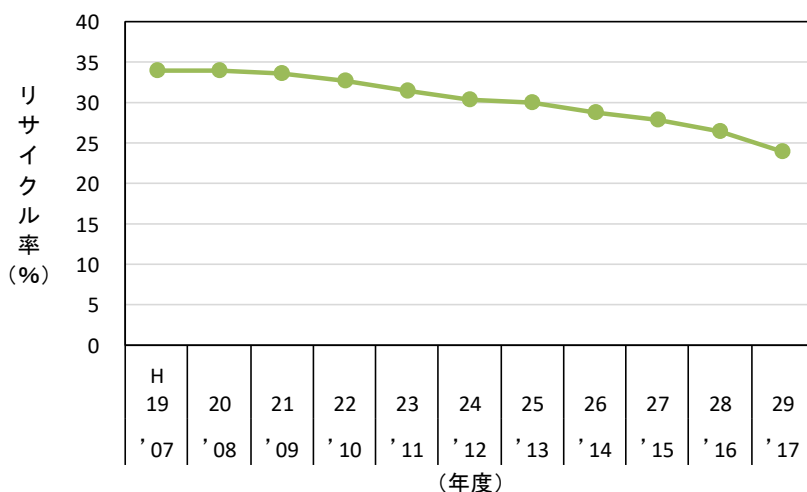
1人1日当たりの収集量も、2010（平成22）年度まで減少し、その後横ばいで推移しています。

リサイクル率は、2007（平成19）年度は約34%でしたが、2010（平成22）年度から低下を始め2017（平成29）年度は約24%となりました。



資料：清掃事業概要

図16 ごみ（家庭系一般廃棄物）の収集量の推移



資料：清掃事業概要

図17 リサイクル率（家庭系）の推移

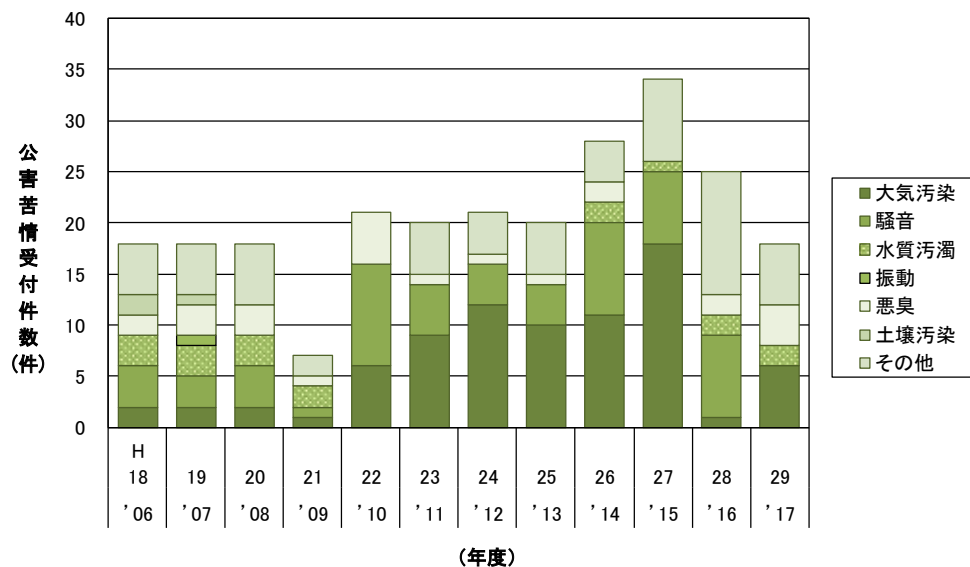
10. 公害

公害の苦情は、毎年 20 件程度受付件数があり、内訳では、近年は大気汚染と騒音が多い傾向がありますが、野焼き（屋外焼却）の煙や不適切な管理による浄化槽からの悪臭なども問題になっています。事業者に対しては公害防止協定の締結を進めており、2019（令和元）年度現在、19 事業者と締結しています。

大気汚染では、豊明中学校に県管理の測定局が設置されており、窒素酸化物（ NO_x ）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（ O_3 ）、風向・風速が常時測定されています。二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度は減少傾向が続いていますが、光化学オキシダントは増加傾向がみられます。

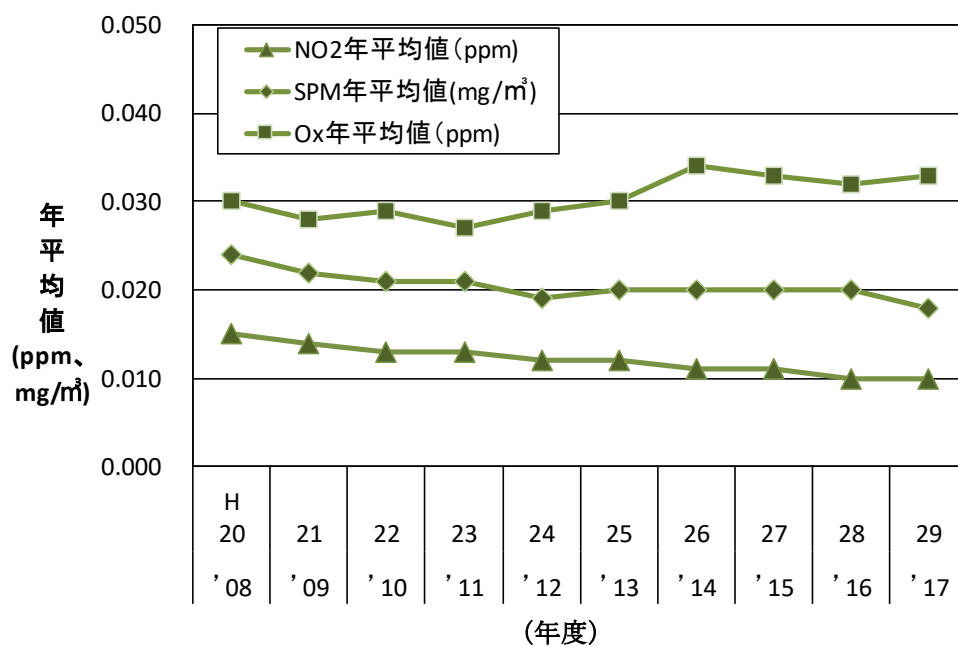
水質汚濁では、2017（平成 29）年度の調査結果によると、流量の少ない河川では、市が目安としている BOD 値 5mg/L より高い値がみられることがあります。また、夏季を中心にほとんどのため池で市が目安としている COD 値 8mg/L より高い値がみられました。

騒音は、幹線道路で道路交通騒音を測定しています。過去 5 年間では概ね要請限度を超えることはありませんでしたが、2017（平成 29）年度に 1 地点で要請限度を超えました。



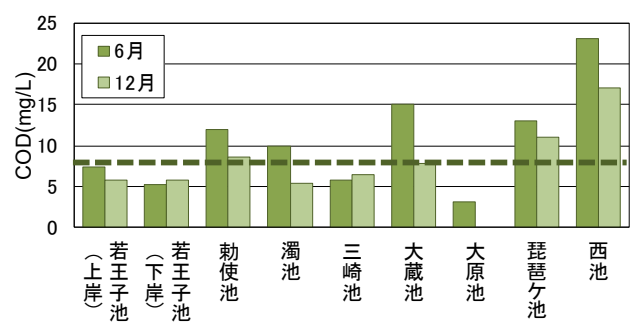
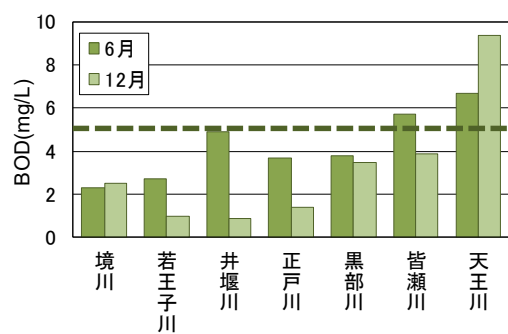
資料：豊明市の環境概況 平成 30 年度版（平成 29 年度分）

図18 公害苦情受付件数の推移



資料：豊明市の環境概況 平成 30 年度版（平成 29 年度分）

図19 大気汚染物質濃度の推移（豊明中学校）



資料：豊明市の環境概況 平成 30 年度版（平成 29 年度分）

図20 水質汚濁物質濃度の推移（左：河川、右：ため池）

第2節 第1次計画の総括

自然環境では、森林面積にほぼ変化はありませんが、農地の減少傾向が続き、自然環境は改善したとは言えない状況にあります。農地を保全するため農地パトロールを行ったり、農地バンク制度などで新規就農者等に農地の斡旋をしているところです。

二村山では観察会や下草刈りなどの維持管理が NPO の協力により行われ、貴重な動植物が残る湿地では保全活動が行われているほか、河川の水生生物調査などが行われています。一方、全国的に新たな外来種の生育・生息が報告されており、本市においても外来種による影響が懸念されます。

都市環境では、多くの団体がアダプトプログラムに参加しており、公園や道路の美化活動を行っています。市街化が進む本市においては、まちの緑化を引き続き進める必要があります。交通面では、名古屋鉄道名古屋本線やひまわりバスの利用者が増加しており、公共交通の整備が成果を上げています。その一方で、自動車の保有台数が増加しており、移動を自動車に依存する傾向もみられます。

生活環境では、毎年実施している水質調査では河川やため池の水質が環境基準を超える状態が確認されることがあり、生活排水の対策が必要です。市では下水道区域以外では合併処理浄化槽の設置を進めて水質向上を図っているところです。幹線道路沿いの騒音は、要請限度を超える地点がありました。ごみに関しては、1人1日当たりのごみの収集量は改善がみられたものの近年は横ばいで推移しています。リサイクル率は減少傾向が続いており、資源の分別が徹底されていない状態が懸念されます。生ごみの堆肥化とともに、ごみにしない「食品ロス」削減のための啓発も必要です。

地球環境に関しては、近年全国的に、豪雨災害が頻発するようになりました。こうした異常気象は地球温暖化との関係も疑われ、温室効果ガス排出量削減と、温暖化する気候に適應する対策が求められています。2016（平成28）年に発効した「パリ協定」では、日本は2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度までに26%削減を目標に掲げ、地球温暖化対策を強化しています。第1次計画策定時に比べ、地球温暖化の影響が顕在化し重要度がより高くなってきたことから、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー導入、適應策などを、着実に進めていくことが求められています。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、国際目標として持続可能な開発目標（SDGs）が記載されています。2018（平成30）年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方にに基づき、総合的な視野から環境課題を解決する視点が盛り込まれています。

第1次計画では、一定の成果がみられましたが、改善しきれなかった問題も残されています。第2次計画では、積み残された問題に加えて、新たに注目されるようになった問題の解決に取り組む必要があります。

第3章 望ましい環境像と施策の柱

第1節 望ましい環境像

本計画の望ましい環境像は、第1次計画に引き続き、豊明市環境基本条例の理念である「環境の保全と創造」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つを目指すまちとします。

望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市がそれぞれの立場に応じて必要な取り組みを協力しながら自主的かつ積極的に進めていくものとします。

豊明市環境基本条例 第3条（基本理念）

1 環境の保全と創造

環境の保全及び創造は、健康で緑豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 持続的発展可能な社会の構築

環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全

地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 望ましい環境像を達成するための施策

1. 5つの分野への取組

豊明市環境基本条例では、第7条から第13条にかけて基本施策として、公害の防止等、自然環境の保全及び創造、快適な環境の確保、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等、環境の保全及び創造に資する施設の整備等、環境教育の充実及び環境学習の促進、調査研究等を挙げています。

本市を取り巻く環境情勢を踏まえ、本計画では緑豊かで快適な環境を保全及び創造し、市民の健康で文化的な生活を維持するために、自然環境、都市環境、生活環境、地球環境、協働の推進という5つの分野に対して取り組み、望ましい環境像の達成を目指します。

自然環境では、豊明のナガバノイシモチソウなど湿地に生きる動植物は、開発により姿を消しつつあり貴重な文化遺産になっています。市内でも成育環境が限られているため、

湿地環境の保全が必要です。また、私たちの暮らしは、生物多様性の恵み（生態系サービス）によって支えられています。緑地やため池、農地といった身近な自然は、生き物を育む場であるとともに、食料の供給、気候の調整、憩いやレクリエーションの場など、様々な恵みを私達の暮らしに与えています。これらの自然は、人の手で管理することによって適切な状態を維持し、生物多様性の恵みを引き出していることから、持続可能な形で次の世代につなげていく必要があります。貴重な動植物の成育環境とともに身近な自然に配慮することで生物多様性を保全し、将来に渡って生態系サービスを利用できるまちをつくりま

す。

都市環境では、自動車保有台数が増加しており、移動を自動車に依存する傾向が同え、渋滞や排ガス、騒音などが懸念されます。その一方で、自動車運転免許を返納する高齢者も増えています。高齢化に伴い高齢者の移動手段を確保するという面からも、徒歩でも生活できるように、豊明市循環バスや乗り合い送迎サービスなど公共交通の利便性を向上させる必要があります。公園や街路樹などのまちなかの緑は、アダプトプログラムにより地域美化活動が続けられ、良好な状態に保たれています。市民や事業者の緑化・美化意識を高め、引き続き、緑が多く快適な都市環境を維持していきます。

生活環境では、法令による規制が功を奏して、事業者が原因となる公害問題を耳にする機会が減ってきましたが、水質は依然として環境基準を超える調査結果がみられます。近年は野焼き（屋外焼却）による煙や近隣の騒音など、日常生活において、周辺住民への配慮不足に起因する公害苦情が寄せられるようになってきました。こうした都市・生活型公害についても周知し、日常生活における環境配慮を徹底して市民の健康と安全を守ります。ごみに関しては各種リサイクル法が整備され、日常生活や事業活動において利用可能なものは徹底的に利用し、分別によるリサイクルの道筋が確保されました。今後はさらに、食品ロスのような無駄を徹底的に省くことによるごみ減量を進め、資源循環型社会の構築により持続的発展が可能なまちをつくりま

す。

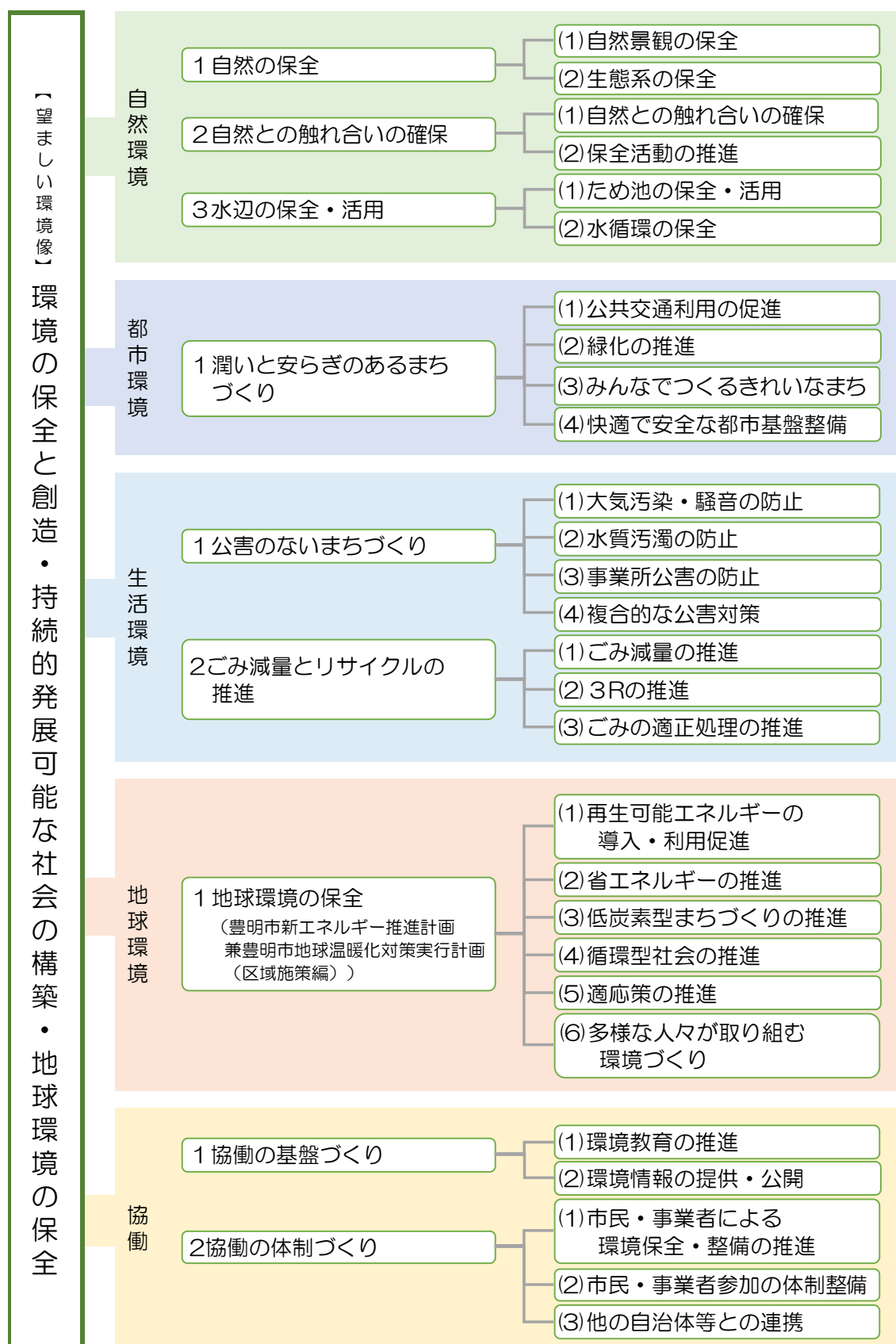
地球環境では、豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し地域として戦略的に地球温暖化施策に取り組むとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入・利用促進と、こまめな節電や省エネルギー型設備の導入により省エネルギーを進め、低炭素社会の構築をめざします。また、現在すでに地球温暖化の影響によると思われる現象が現れ始めていることから、温暖化する気候に適応するためのまちづくりの取り組みも進めます。

本計画の取り組みを進めるにあたり、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深める必要があります。それぞれの立場に応じた自発的な活動を促進するために、環境に関する知識を身に付けることができるよう、環境調査の結果をはじめとして法令など最新情報の提供や、環境に配慮した製品・サービスの選択など環境学習の機会を提供し、一人ひとりの意識の向上を図ります。また市民活動の拠点や活動に関する情報を提供することにより地域の繋がりを深め、地域活動、市民団体、NPO、ボランティア活動など様々な形で環境の保全に関わり、環境の保全に取り組める協働の体制を構築します。

【施策体系】

《 環境テーマ 》

《 施策の方向性 》



2. 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGs は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため 2030（令和 12）年を期限とした、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。



持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されており、人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップという分野で、2030（令和 12）年までの行動を促すこととなります。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。

我が国では、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、関係行政機関相互の連携を図り、施策を推進しています。

本市の環境基本計画の施策の分野では、直接的には目標 3、4、6、7、11、12、13、14、15、17 に取り組むことになります。豊明市環境基本条例第 3 条においても持続的発展が可能な社会の構築を理念に掲げていることから、この国際的な目標達成に貢献することを念頭に置いて、地域での施策に取り組む必要があります。本計画の環境テーマとの関わりは次のとおりです。

SDGs		関連する環境テーマ
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	生活環境 1 公害のないまちづくり
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	協働 1 協働の基盤づくり
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	生活環境 1 公害のないまちづくり
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	地球環境の保全 1 豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	都市環境 1 潤いと安らぎのあるまちづくり 地球環境の保全 1 豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	生活環境 2 ごみ減量とリサイクルの推進
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	地球環境の保全 1 豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	自然環境 3 水辺の保全・活用
 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	自然環境 1 自然の保全、2 自然とのふれあいの確保

SDGs	関連する環境テーマ
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	協働 2 協働の体制づくり



第4章 望ましい環境像を達成するための施策

第1節 自然環境の保全

1. 自然の保全

(1) 現状と課題

市域は市街化が進み、二村山を中心とする森林の面積は市域の約5%です。市域の約20%を占める農地は、作物の生産の場であるとともに、気候緩和や生物のすみかなどの様々な機能があるほか、市街化が進んだ市内では農地が貴重な緑となって自然景観を作り出しています。さらに、水田には水を一時的に貯留することで、洪水を防ぐ機能があります。私たちは、生物多様性の恵みを、森林に限らず農地からも受けています。しかし、第1次計画策定当時と比較すると、森林の面積に変化はありませんが、農地は減少しており、自然景観が失われつつあります。

(2) 施策の方向性

市域において生物多様性の恵みを引き続き受けられるように、樹林地の維持管理とともに面積の維持に努め、自然景観を保全します。農地は、面積の減少を極力抑制するとともに、農地の持つ多面的な機能を十分に引き出すために、農地保全に努め、農家が農業を続けていけるよう支援していきます。また、自然環境の実態の把握とともに、重要種の生息・生育地の保全に努めます。動植物の生息・生育状況に関する情報を発信し、学習の機会を提供し、市民の関心と理解を促します。外来生物については、生息・生育を拡大させないための啓発に努め、被害が発生した場合には適切に対策します。

施策	環境指標	基準値	方向
自然景観の保全	遊休農地面積 (農業政策課)	3ha (令和元年11月30日現在)	減少
	経営耕地面積 (農林業センサス)	231ha (平成27年2月現在)	減少 (減少幅の縮小に努める)
生態系の保全	市内動植物の生息・ 生育状況の調査の実施	湿地や二村山で 実施している (令和元年度)	対象地域、対象生物分類群の 増加

施策① 自然景観の保全

○樹林地等の適正な配置（農業政策課・都市計画課）

- ・森林環境譲与税の活用
- ・二村山緑地の適切な維持管理
- ・都市計画マスタープランの運用による都市緑化推進事業の推進

○農地の保全・農業の支援（農業政策課）

- ・遊休農地のパトロール
- ・新規就農者の確保・参入促進
- ・担い手となる農業者の確保、育成

施策② 生態系の保全

○動植物の生息・生育状況の把握（生涯学習課、環境課）

- ・市内の動植物の生息・生育状況の把握
（地域活動団体、生涯学習課との連携、情報共有）
- ・市史や広報を通じた情報の公表

○重要種の生息・生育地の保全（生涯学習課）

- ・県指定天然記念物である豊明のナガバノイシモチソウの生育地や大狭間湿地の維持・管理
- ・重要種の生息・生育地の郷土学習への活用

○外来生物の対策（環境課）

- ・オオキンケイギクなどの外来種の駆除
- ・外来生物を増やさないための啓発



2. 自然との触れ合いの確保

(1) 現状と課題

現在、二村山では市民団体による自然観察会が行われ、貴重な生き物が生育・生息する大狭間湿地では保護活動が続けられており、期間限定で一般に公開されています。

学校では花壇や農園のほか、屋外活動が実施されており、自然と触れ合う機会があります。このほか、市民菜園が市街地に住む市民には自然と触れ合う貴重な場になっていますが、森林は市域の約5%で、触れ合う場所・機会が限定的になっています。

(2) 施策の方向性

今後も、本市の自然への理解を深めるため、引き続き、こうした自然との触れ合いの機会や触れ合いの場を確保していきます。また自然との触れ合い活動や保全を行うにあたっては、知識や経験の豊富な市民との協力が欠かせません。市民団体等の協力を得ながら、自然との触れ合いの場の確保に努めます。

施策	環境指標	基準値	方向
自然との触れ合いの確保	市民菜園区画数 (農業政策課)	135 区画 (令和元年度)	現状維持
	環境学習講座の開催件数(出前講座含む) (環境課)	30 講座 (令和元年度)	増加

施策① 自然との触れ合いの確保

○自然との触れ合いの機会の提供 (学校教育課、都市計画課)

- ・学校花壇・学校農園による土との触れ合い
- ・愛知県内の自然体験施設におけるキャンプ活動
- ・二村山の自然観察会、グリーンフェスタの実施

○自然との触れ合いの場の整備 (土木課、農業政策課、産業支援課、環境課)

- ・既存のため池や市民菜園等の維持管理
- ・事業者のビオトープ整備促進

施策② 保全活動の推進

○市民参加による保全活動の推進 (環境課)

- ・自然環境の保全活動を行う NPO 法人や地域活動団体との連携

3. 水辺の保全・活用

(1) 現状と課題

本市は農地を潤すためのため池と河川が数多くあります。樹林地は市内北部にあります。が、ため池や河川は、市内に広く分布しており、自然と触れ合う場や憩いの場として有用です。

かつては全国的に、都市化が進んだ地域では未処理の生活排水が河川に流入し水質が悪化しました。近年は合併処理浄化槽の普及や下水道の整備に伴い、水質が改善してきました。市内河川でも水質の調査結果は環境基準を満足していますが、流量が少ない河川では、水質汚濁物質濃度が高くなることがあるので注意が必要です。

また、都市化により舗装面が増えたため、豪雨時は一気に水が排水路に流れ込み、あふれてしまうことが懸念されています。近年は豪雨災害や猛暑が頻発しており、雨水の一部が地面に染み込み、植物を通じてゆっくりと蒸発し、再び雨になるという健全な水循環の保全による被害の緩和が注目されています。

(2) 施策の方向性

若王子池、勅使池などのため池や、境川、若王子川などの河川は、市内に残された貴重な自然環境です。ため池や河川などの水辺を、自然と触れ合う機会や憩いの場として活用したり、生物の調査を実施することにより、市民の排水対策への関心が高まり、さらなる水質の向上が期待できます。

また、雨水の浸透面の確保や節水を進め、健全な水循環を保全するとともに、降雨時に河川に流入する水量を極端に変化させないための対策も行います。

施策	環境指標	基準値	方向
水循環の保全	透水性舗装導入量 (土木課)	18.9% (令和元年度)	増加

施 策 ① ため池の保全・活用

○現状の把握 (環境課)

- ・ため池や河川の水質調査
- ・境川の水生生物調査(小学校、地域活動団体と協力)

○水辺の活用 (都市計画課、産業支援課)

- ・ため池公園の維持管理

施 策 ② 水循環の保全

○環境に配慮した道路 (土木課)

- ・主に歩道に透水性舗装の採用による雨水の流出抑制

○節水、雨水利用 (学校教育課)

- ・公共施設での節水、雨水利用設備の導入
- ・節水の啓発

第2節 都市環境の整備

1. 潤いと安らぎのあるまちづくり

(1) 現状と課題

豊明市循環バスのひまわりバスは、近年乗車人数が増加しています。さらに多様な交通ネットワークにより、市内交通の利便性を高めています。その一方で、自動車保有台数は増加傾向が続いています。今後はさらなる高齢化が予想されており、免許を返納した高齢者の移動手段を確保するため、公共交通機関の利便性の向上に努める必要があります。

市街地では、生け垣設置や花いっぱい事業により敷地内の緑化を促進してきました。公園などではアダプトプログラムにより地域美化が進んでいます。地域に密着した清掃活動により、市民一人ひとりがまちをきれいに保つ意識を持つことが重要です。

(2) 施策の方向性

過度な自動車依存は、渋滞や排ガス、騒音などの環境負荷を高め、生活環境を悪化させる一因となります。そのため、環境負荷を低減するとともに、交通弱者の移動手段を確保するために、徒歩でも生活できるよう公共交通の利便性を向上させ、利用を促進します。

また、今後もボランティアの方々の協力を得ながら美化活動を進め、地域の力でポイ捨てのない美しいまちを維持します。

施策	環境指標	基準値	方向
公共交通利用の促進	公共交通の隣接市町間の路線数 (地域公共交通網形成計画)	6コース (令和元年度)	増加
緑化の推進	市民一人当たりの都市公園・緑地面積	9.3 m ² (令和元年度)	増加
みんなで作るきれいなまち	アダプトプログラム登録数 (市民協働課)	団体 39 個人 24 (令和元年度)	増加

施策① 公共交通利用の促進

〇利便性の高い公共交通ネットワークづくり (健康長寿課、企画政策課)

- ・高齢者の外出支援(免許返納者へひまわりバスの定期券の支給)
- ・周辺自治体との公共交通の相互連携の検討

施 策 ② 緑化の推進

○緑化の推進 （都市計画課）

- ・あいちの森と緑づくり事業の推進（生け垣補助等）
- ・花いっぱい運動の促進

○緑地の保全 （都市計画課）

- ・二村山緑地の区域の保全
- ・市民緑地（仙人塚市民緑地、西大根市民緑地）の指定の継続
- ・生産緑地の継続

○公園の整備 （都市計画課）

- ・既存の公園の剪定・草刈り等の適切な維持管理

施 策 ③ みんなでつくるきれいなまち

○地域美化活動の推進 （土木課、都市計画課、環境課、市民協働課）

- ・アダプトプログラム制度の充実と地域美化活動への支援
- ・花いっぱい運動の促進【再掲】
- ・不法投棄防止看板の設置
- ・広報等による啓発活動の実施

○人々のマナーの向上を図る （環境課、都市計画課）

- ・パトロール、不法投棄防止看板の設置
- ・広報等による啓発活動の実施
- ・雑草苦情に関して土地所有者への連絡
- ・公園のごみ持ち帰りの徹底
- ・地域の清掃活動の実施

施 策 ④ 快適で安全な都市基盤整備

○工場と住居の混在の解消 （都市計画課、産業支援課）

- ・工業団地の整備
- ・立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりの推進

第3節 生活環境の保全

1. 公害のないまちづくり

(1) 現状と課題

本市では、事業者が原因となる大規模な公害が問題になることはありませんが、都市化が進んだなかで野焼き（屋外焼却）の煙や、近隣騒音、不適切な管理による浄化槽からの悪臭など日常生活のなかから発生する苦情が寄せられています。

大気汚染・騒音、河川やため池の水質などは、現在一部で環境基準を超過している状態が認められます。水質に関しては、生活排水による悪化や、農薬による影響などへの対応も求められており、引き続き対策に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

事業者に対しては、公害防止に関して引き続き、法令に基づき対応し、市民の健康と安全を守ります。また、環境の現況の調査を継続するとともに調査結果を公表し、公害への関心と理解を促します。

野焼き（屋外焼却）や近隣騒音など、都市・生活型の公害については、広報等による啓発活動に努めることにより、住みよい環境を維持していきます。

施策	環境指標	基準値	方向
大気汚染・騒音の防止	大気汚染物質の濃度 （年平均値）	NO ₂ 0.010ppm SPM 0.017mg/m ³ Ox 0.034ppm （令和元年度）	低下
	道路交通騒音の要請限度を超過した地点	1 地点 （令和元年度）	低下
水質汚濁の防止	ため池：COD 値 河川：BOD 値 （全測定結果平均値）	COD：10.8mg/L BOD：3.6mg/L （令和元年度）	低下
事業所公害の防止	公害防止協定締結企業数	19 企業 （令和元年度）	増加

施 策 ① 大気汚染・騒音の防止

- 測定・監視、発生源の監視（環境課）
 - ・環境監視員による巡回監視、市民による通報への対応
 - ・大気環境測定局の維持管理
- 低公害車の導入（総務課、企画政策課）
 - ・公用車の低公害化促進
- 自動車騒音の低減（環境課）
 - ・騒音防止法に基づく幹線道路における騒音測定の継続

施 策 ② 水質汚濁の防止

○下水道・合併処理浄化槽等の整備の推進（下水道課）

- ・合併処理浄化槽への転換促進
- ・下水道の整備の促進

○生活排水対策の推進（下水道課）

- ・啓発パンフレットの配布

○水質の測定・監視（環境課）

- ・河川・排水路・ため池の計 24 箇所での測定

施 策 ③ 事業所公害の防止

○公害防止協定の締結の推進（環境課、産業支援課）

- ・工業団地に誘致する企業に公害防止協定の締結を推進

○事業所の環境保全活動の推進（環境課、産業支援課）

- ・無公害企業の誘致、事業所の環境保全活動の推進・支援措置
- ・商工会等事業者団体を通じた事業者との連携の推進

○その他公害への対応（環境課）

- ・環境監視員による巡回監視、市民による通報への対応【再掲】

施 策 ④ 複合的な公害対策

○都市・生活型公害の防止（環境課）

- ・広報等による啓発の実施

○新たな環境リスクへの対応（環境課）

- ・広域連携による公害・環境対策の実施

2. ごみ減量とリサイクルの推進

(1) 現状と課題

1人1日当たりのごみ収集量が横ばいの状況で推移しており、ごみの減量には一定の効果がみられます。令和2年7月から小売店のレジ袋の有料化が始まり、さらにごみ減量が進むと期待されます。しかし、リサイクル率は低下する傾向が続いていることから、分別が徹底されずに資源物が捨てられていることが懸念されます。全国的には賞味期限・消費期限切れで捨てられてしまう食品（食品ロス）が発生していることが問題になっており、本市においても、まだ削減の余地があると考えられます。

(2) 施策の方向性

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再利用・再生利用）を進めてごみの減量を進めるために、各家庭や事業所において、資源回収や資源の分別を徹底します。また、購入したものを安易にごみとして廃棄しないよう、食品ロスやごみ収集の実態などの情報を発信し、ごみ処理に伴う環境への負荷や費用等を軽減するための関心や理解を促進します。

近年は高齢者や外国人が増加していることから、こうした世帯への支援にも努め、適正排出を促進します。

施策	環境指標	基準値	方向
ごみ減量の推進	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	503g/人・日 (平成29年度)	20%削減※

※家庭系ごみ減量化実施計画 H31.3 計画期間4年の目標

施策① ごみ減量の推進

○家庭におけるごみ減量等の推進（環境課）

- ・マイバック運動の推進
- ・「食品ロス」削減のための啓発
- ・エコ・クッキングの紹介など具体的な発生抑制につながる啓発

○事業活動におけるごみ減量等の推進（環境課、産業支援課）

- ・事業系一般廃棄物減量化計画の提出
- ・愛知県の行う産業廃棄物の調査指導への協力

施策② 3Rの推進

○リデュース・リユース・リサイクルの促進（環境課）

- ・リユース店の登録制度及び周知
- ・生ごみ堆肥化促進容器(コンポスト、バケツ)の購入者に補助金の交付
- ・家庭用堆肥発酵促進剤「ボカシ」の無料配布

○資源回収の促進（環境課、産業支援課）

- ・子供会への支援
- ・資源回収協力店への登録促進

- ・新たな分別品目の周知・徹底
- ・資源の持ち去り禁止条例の運用
- ・事業系資源の回収（商工会）の実施

施 策 ③ ごみの適正処理の推進

○一般廃棄物の適正排出 （環境課）

- ・ごみの排出困難世帯への戸別回収の検討
- ・事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物の適正排出の強化

○ごみ分別の徹底 （環境課）

- ・ごみ分別のPR
- ・ごみ分別のルールや各地域の収集日など外国語（10か国語）のパンフレット作成
- ・ごみの組成調査（可燃・不燃・プラスチック製容器包装）の実施
- ・事業所から発生する資源の分別収集の周知徹底

第4節 地球環境の保全

(豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）)

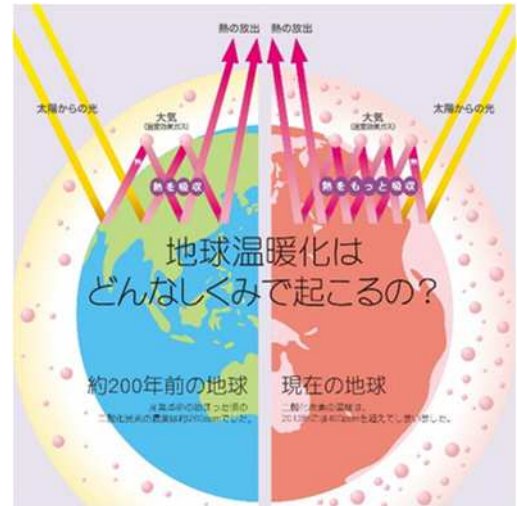
1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景・意義

① 地球温暖化の現状と影響

○ 地球温暖化と気温の上昇

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。地球の表面にある二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し放出を防ぎ、地球の平均気温を一定に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014（平成26）年）によると、1880年～2012年の間に、世界の平均気温は0.85℃上昇しています。



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

図21 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

○ 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇、洪水、水不足など様々な内容が挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

図22 気候変動による将来の主要なリスク

② 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

地球温暖化対策の国際的な動向として、2015（平成 27）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、全ての国々が世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑える努力をすることなどを決定しました。

日本は、温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき 2016（平成 28）年に具体的な取組を定めた「地球温暖化対策計画」を策定しました。併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、地域の地球温暖化対策に取り組むための計画「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定が求められています。

また、2018（平成 30）年には、「気候変動適応法」が公布されました。気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）で、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

③ 愛知県の地球温暖化対策

愛知県では、2005（平成 17）年に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定、2018（平成 30）年に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」へ改定し、地球温暖化防止に関する取組が総合的かつ計画的に進められてきました。

④ 豊明市の地球温暖化対策と本計画策定の背景

豊明市では、2001（平成 13）年に「とよあけエコアクションプラン」を策定し、省エネルギー化に向けた職員の啓発や、公共施設への太陽光発電設備の導入など、市役所自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。また、2013（平成 25）年度には「豊明市新エネルギー推進計画」を策定し、市としてのエネルギー政策を示し、水上メガソーラー発電所の建設、運営、公共施設の屋根貸し事業等を行い、地域でのエネルギーの創出、省エネルギー施策に取り組んできました。

温室効果ガスは、市民・事業者・市、あらゆる人たちの生活と事業活動から発生するものであり、地域全体からの温室効果ガスの排出抑制のためには、それぞれの主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、共に計画的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、本市の自然的条件や社会的条件のもと、市民・事業者・市が各主体の役割に応じて相互に協力して、エネルギーの利用など温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進できるよう、「豊明市新エネルギー推進計画」を改訂し、第 4 節地球環境の保全を「豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけました。本計画に基づいて地球温暖化対策の取組を推進していくことにより、本市全域が、再生可能エネルギーの導入をすすめ、省エネルギー化を推進していくことで、温室効果ガスの排出量が少なく、将来にわたり持続可能なまちになることを目指します。

(2) 計画の基本的事項

① 計画の定義と位置づけ

本計画は、「豊明市新エネルギー推進計画（平成26年3月策定）」を、「豊明市新エネルギー推進計画兼地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として改訂し、地域のエネルギーに関する取り組みを推進するとともに、区域全体の温室効果ガス削減に向けた取り組みを計画的に推進するものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定されるものです。

また、「愛知県地球温暖化防止戦略」に配慮するとともに、上位計画である「豊明市総合計画」、本市の各種関連計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

② 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2021（令和3）年度～2030（令和12）年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030（令和12）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改訂、本市の上位計画の改訂などの際には、必要に応じて5年を目途に見直しを行うこととします。

③ 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、豊明市全域とします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。また、その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討します。

表2 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

2. 区域の温室効果ガス排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

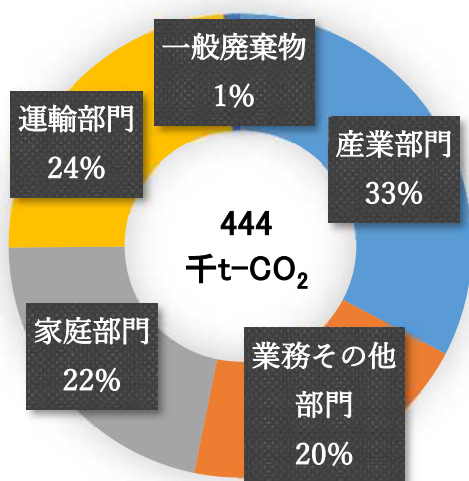
本市の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

(2) 温室効果ガス排出量

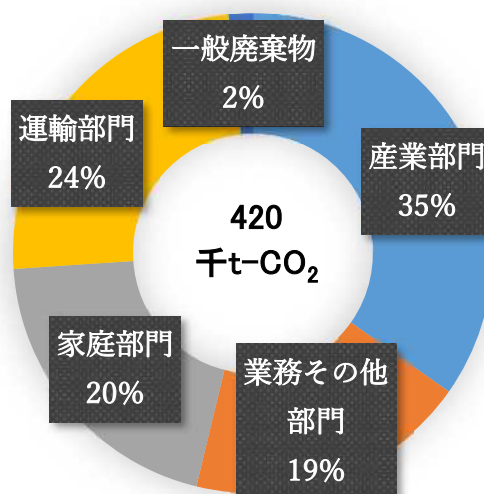
本市からの温室効果ガスの排出量は減少傾向であり、基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量は 444 千 t-CO₂、直近の 2016（平成 28）年度は 420 千 t-CO₂ となっています。（注：環境省が現況推計値を再推計・遡及修正したことにより令和 4 年 3 月修正）

基準年度である 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門から 33%、次いで運輸部門から 24%、家庭部門が 22%、業務その他部門が 20%、一般廃棄物からの排出量が 1%となっています。直近の 2016（平成 28）年度は産業部門が 35%（+2%）、家庭部門 20%（▲2%）、業務その他部門が 19%（▲2%）となっており、産業部門の割合が増加傾向にあります。

部門別温室効果ガス排出量（2013年度）



部門別温室効果ガス排出量（2016年度）



資料：「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」（環境省）

図23 2013（平成 25）年度、2016（平成 28）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳

3. 計画の目標

(1) 目指す将来像

区域施策編（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の部分という。以下同様。）の第1次計画にあたる「新エネルギー推進計画」では、豊明市の望ましい環境像を達成すべく、今後の技術革新及び20年～30年先の将来を見据え、次世代により良い環境を継承するという思いをこめて、以下のような将来像を定めています。

地域のエネルギーで豊かに暮らすまち・豊明

区域施策編においてもこの将来像を目指すとともに、新エネルギー推進計画将来像の実現のため、以下の3つの方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

将来像実現のための3つの基本方針

- ①創エネ 「地域のエネルギーは、自分たちで“創”る」
- ②省エネ 「無駄を“省”き、賢くエネルギーを使う」
- ③親エネ 「学びを通じて、エネルギーに“親”しむ」

（２）温室効果ガス総排出量将来推計、削減目標

将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

削減の目標は、国・愛知県と協調・連携し、推進することが効果的であることから、2016（平成 28）年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の目標値を参考に設定します。

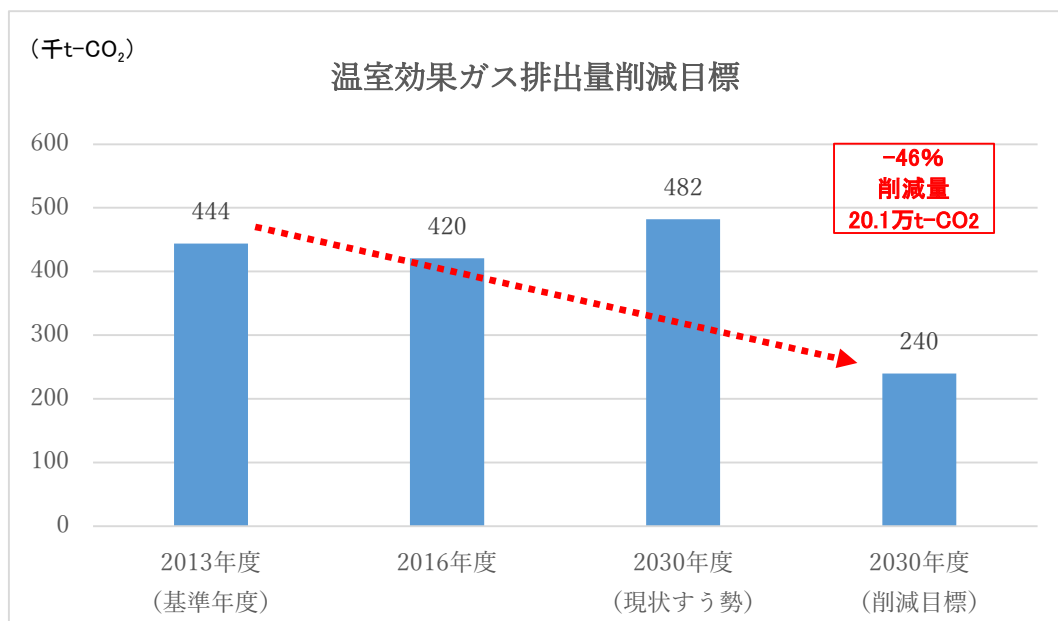
削減の目標

2030（令和 12）年度までに、
2013（平成 25）年度比で46%削減

本市の温室効果ガス排出量の将来推計は、環境省の『「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（平成 28 年3月）』を用いて、以下の指標を用いて算出しました。

本市の温室効果ガス排出量の推移をみると、基準年である 2013（平成 25）年度と比較して、全体としては減少傾向となっています。

しかしながら、将来推計では何も対策を講じない現状すう勢ケースで、大幅な増加が見込まれています。現在の取組に加え、あらゆる手段を用いて着実に温室効果ガスを減らしていくための取組を次頁以降で示します。



注：環境省「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（平成 28 年3月）を用いて算出した。

図24 温室効果ガス総排出量将来推計及び削減の目標

現状すう勢（BAU）ケースの排出量の算定

現状すう勢（BAU）ケースの排出量は、人口や製品出荷額などの活動量のみが変化すると仮定して推計します。2013（平成25）年度と2016（平成28）年度の実績値の増加率が2030（令和12）年まで継続したと仮定して推計しました。

$$\text{BAU 排出量} = \text{温室効果ガス排出量} \times \text{活動量変化率}$$

各部門における活動量指標とは次のとおりです。

- ・産業部門：製造品出荷額・着工建築物床面積・耕地面積
- ・その他業務部門：業務系延床面積
- ・民生部門：人口（まち・ひと・しごと創生総合戦略）
- ・運輸部門：登録自動車数・鉄道市内営業距離
- ・廃棄物分野：人口（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（３）産業部門別温室効果ガス削減目標

豊明市の産業部門別温室効果ガス削減目標については、2016（平成28）年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の目標値を参考に設定しました。温室効果ガスの削減は、広域的な観点から、国、愛知県と協調、連携し、市民、事業者、行政が一体となって推進することが効果的であると考えます。

<産業部門別排出量・目標値>

部門等	2013（平成25） 年度（基準年）	2016（平成28） 年度（現状）	2030（令和12）年度 （現状すう勢）			2030（令和12）年度 （削減目標）46%		
	排出量 （千t-CO ₂ ）	排出量 （千t-CO ₂ ）	排出量 （千t-CO ₂ ）	基準年対 比増減量 （千t-CO ₂ ）	増減率 （基準年 対比）	排出量 （千t-CO ₂ ）	基準年対 比増減量 （千t-CO ₂ ）	増減率 （基準年 対比）
合 計	443.58	420.43	482.00	38.42	108.7%	240.42	-203.16	-46%
産業部門	145.13	146.23	190.00	44.87	130.9%	89.98	-55.15	-38%
業務その他部門	90.89	79.94	81.00	-9.89	89.1%	44.54	-46.35	-51%
家庭部門	96.08	84.75	86.00	-10.08	89.5%	32.67	-63.41	-66%
運輸部門	106.28	102.59	118.00	11.72	111.0%	69.08	-37.20	-35%
廃棄物分野（一般廃棄物）	5.19	6.93	7.00	1.81	134.9%	4.15	-1.04	-20%

※部門別削減目標は令和3年10月改定の地球温暖化対策計画を参考にした。

4. 温室効果ガス削減・抑制のための基本目標と取組

本市の望ましい環境像を見据え、将来像実現のための3つの方向性をふまえながら、「地球温暖化対策推進法」に示された抑制策の4つの施策分野並びに新エネルギー推進計画の3つの基本方針を考慮し、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進 (創エネルギープロジェクト)

太陽光等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱や廃棄物処理に伴う廃熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

施策	環境指標	基準値	方向
再生可能エネルギー設備等の普及促進	再生可能エネルギー・省エネルギー設備への補助件数	15 件 (令和元年度)	増加
	豊明市内の再生可能エネルギー等の年間売電量	21,314MWh (令和元年度)	維持

施 策 ① 再生可能エネルギー設備等の普及促進

本市が取り組んできた、庁舎や公共施設等での太陽光発電、地中熱をはじめとした再生可能エネルギーの効果的な活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

- 再生可能エネルギー設備等の事業者・市民への情報提供・設置支援
 - ・地球温暖化対策設備の導入補助の実施
 - ・地中熱空調システム導入事業所への情報提供
- 公共施設の太陽光発電システムの活用
 - ・メガソーラー発電所や公共施設に導入した太陽光発電施設の適切な運用
- 多様なエネルギー源の利用を推進・活用
 - ・燃料電池車など環境負荷の少ない機器の導入を検討

事業例 豊明市水上メガソーラー発電施設

豊明市では、2017（平成 29）年度から水上メガソーラー発電施設の運用を開始しています。

太陽光発電で発電される電力は再生可能エネルギーの一つであり、温室効果ガスを排出しないクリーンな電力です。2018（平成 30）年度、2,318,103kWh 実績があり、発電した電力を中部電力株式会社に売電しています。また、売電収益は豊明市の一般会計に繰り入れられ、豊明市の行政サービスの向上に貢献しています。

発電した電力により 1,047,783kg-CO₂^{※1} の温室効果ガスの排出抑制に貢献し、原油換算するとドラム缶 2,979 本/（200L）^{※2} の温室効果ガスを削減した計算となります。

※1 2016（平成 28）年度中部電力発表の電力排出係数により換算

※2 『総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン』により換算

基本目標2

省エネルギーの推進（省エネルギープロジェクト）

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・市民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

施策	環境指標	基準値	方向
省エネルギー設備の普及促進	再生可能エネルギー・省エネルギー設備への補助件数 【再掲】	15 件 (令和元年度)	増加
省エネルギー型ライフスタイルへの転換	あいちクール&ウォームシェアスポット登録数	2 件 (令和元年度)	増加
市の省エネルギーの推進	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	3,209,308 kg-CO ₂ (平成 25 年度)	51%減

施策① 省エネルギー設備の普及促進

省エネルギーの取組にあたっては、照明のLED化、断熱性外壁への転換などエネルギーを効率的に使用できる設備への更新・適正管理が非常に効果的です。適切な情報の提供並びに支援を行っていきます。

○事業者・市民に省エネ設備・高効率型家電への更新に関する情報提供・設置支援の検討

○省エネルギー活動の促進（既存設備・機器の適正運転）に関する情報提供の推進

施策② 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

省エネルギーの取組にあたっては日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等への動機づけとなる機会を増やしていきます。

○エネルギー使用量の見える化につながる機器の貸し出し、普及促進

○クールシェア・ウォームシェアの普及促進

施策③ 市の省エネルギーの推進

市役所が率先して省エネルギー化を進めることで、市民、事業者への省エネ行動を促します。

○「とよあけエコアクションプランVer 5.0（豊明市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」）に基づく取組の推進

○市施設における高効率設備機器等への更新の検討

基本目標3

低炭素型まちづくりの推進（省エネルギープロジェクト）

再生可能エネルギー等の地域資源の活用は地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がります。都市マスタープランをはじめとした計画との整合も図りつつ、低炭素型まちづくりを推進していきます。

施策	環境指標	基準値	方向
低炭素型交通網の整備の推進	ひまわりバス等公共交通の利用者数	167,459 人 （令和元年度）	増加
吸収源となる森林の保全・活用	市民一人当たりの都市公園・緑地面積【再掲】	9.3 m ² （令和元年度）	増加

施策① 低炭素型交通網の整備の推進

都市・地域構造や交通システムは、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した低炭素型のまちづくりが必要とされます。

- ひまわりバスなど公共交通路線等の効率的な運用の検討
- 自転車利用の促進に関する情報提供の推進
- 立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりの推進

事業例 チョイソコとよあけ

地元事業者の協力のもとオンデマンド型の乗合交通「チョイソコとよあけ」を運行しています。目的地となる民間企業（ドラッグストア、スポーツクラブ、スーパーなど）の協力により、外出を促し健康増進につなげることを目的とした交通サービスです。交通不便地域をカバーし、高齢者の移動の足となっています。また、自家用車での移動の抑制効果も見込め、温室効果ガスの削減につながっています。

施策② 吸収源となる森林の保全・活用

温室効果ガスの吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決にもつなげていきます。

- 二村山をはじめとした市内の緑地の確保・保全
- 森林環境譲与税を活用した水源地域の木材の活用

事業例 赤ちゃんに木製品プレゼント

森林環境譲与税を活用し、友好自治体である長野県上松町の木工事業者に依頼し、2019（令和元）年 8 月生まれ以降の新生児に木製製品の配布を行っています。市町村相互の連携により木材利用が促進され温室効果ガスの吸収源である森林環境の保全整備が期待できます。

基本目標 4

循環型社会の推進

（創エネルギープロジェクト、省エネルギープロジェクト）

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再利用・再生利用）の取組によるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

施策	環境指標	基準値	方向
ごみの減量化・資源化促進	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【再掲】	503 g / 人・日 （平成 29 年度）	20%削減※
廃棄物からのエネルギー利用促進	東部知多衛生組合の焼却炉における発電量	16,821MWh （令和元年度）	維持

※家庭系ごみ減量化実施計画 H31.3 計画期間 4 年の目標

施策① ごみの減量化・資源化促進

本市のごみは、東部知多衛生組合によって広域的に処理されています。市全体での3Rの取組を推進していきます。

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 未分別品目の資源化の検討
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再利用・資源化の取組の推進

事業例 食品ロス削減に向けた取り組み

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、年間 2,759 万 t の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品は 643 万 t もあります。豊明市では食品ロスを減らすため、豊明市食べ残しゼロ推進店制度を創設し、地域の飲食店やスーパーなどに啓発資材の配布や小盛メニュー導入の働きかけを行っています。

施策② 廃棄物からのエネルギー利用促進

廃棄物焼却施設からの余熱等を活用することで、今まで廃棄されていたエネルギーを回収することができます。廃棄物発電等による熱回収により化石燃料の使用を抑制し温室効果ガスの削減に努めていきます。

- 東部知多衛生組合の焼却炉における発電及びプール等への排熱利用

基本目標5

適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。

気候の変動に伴う影響に対し、適切な備えと新しい気象条件に暮らしを対応させる適応策に取り組んでいきます。

施策	環境指標	基準値	方向
適応型防災対策の推進	家庭で防災対策をしている市民の割合（備蓄・避難場所の確認など）（総合計画）	60.8% （令和元年度）	増加

施策①

適応型防災対策の推進

近年、地球温暖化の影響で自然災害の局所化、激甚化する傾向にあります。気候変動の影響を適切に把握し、地域全体で行動していくことが重要となります。

- ハザードマップの作成・周知
- 防災に関する情報の提供の推進
- 行政、事業者、地域の連携による防災に関する取組の推進

施策②

適応型健康対策の推進

近年、地球温暖化の影響で世界的な気温の上昇が危惧されています。気温上昇による健康被害を最小限にしておくため、必要な情報の発信を進めていきます。

- 地域の介護事業者・医療機関と連携した熱中症予防の啓発と注意喚起

事業例 地域、学校、事業者と連携した環境学習の取り組み

2014（平成26）年度から市内小中学校で屋根貸し事業を実施しており、太陽光パネルを設置しています。災害時に太陽光パネルで発電した電力を使用する方法について設置事業者による講習会を実施し、地域での防災力を向上に貢献するとともに、再生可能エネルギーに触れる機会を提供します。

基本目標6

多様な人々が取り組む環境づくり（親エネルギープロジェクト）

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。また、省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

施策	環境指標	基準値	方向
情報にアクセスしやすい環境の整備	環境のイベントのHP掲載数（環境課）	4 件 (令和元年度)	増加
	再生可能エネルギーを利用したいと思う市民の割合（総合計画）	64.7% (令和元年度)	増加
体験・学習の場の創出	環境学習講座の開催件数（出前講座含む） 【再掲】（環境課）	30 講座 (令和元年度)	増加

施策① 情報にアクセスしやすい環境の整備

地球温暖化への取組を進めるために必要となる情報を整理し適切に伝えていくことで、市民、事業者が情報を正確に把握し環境配慮行動につなげていける環境をつくります。

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 地球温暖化対策推進法に基づく、温室効果ガス排出量の適切な公表

施策② 体験・学習の場の創出

低炭素社会の実現には、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。環境教育・普及啓発等の機会を増やしていくことで、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境となるように努めます。

- 市による環境教育・学習体験の推進
- みどりのカーテンの普及啓発
- 学校・NPO・民間事業者等による環境教育・学習講座の実施支援

施策③ 多様な主体との連携

低炭素なまちづくりを実現するためには、多様な主体が連携して取り組むことが必要不可欠です。市民、事業者、NPO、行政等が連携し取り組める機会を創出します。

- 行政、事業者、市民による共同事業を展開
- 市町村相互の連携

重点プロジェクト

エネルギー・環境学習プロジェクト

取組概要	持続可能な社会の構築に向けたエネルギー・環境問題の解決もしくは改善に向け主体的かつ適切に判断できる人材を育成することを目的として、地域の防災訓練を活用して、再生可能エネルギーに触れる機会を創出するとともに地域防災力の向上を図る。
ターゲット	・市民 ・児童 ・生徒 ・地域防災に関わる方 ・小中学校の利用者、職員
展開方法	1 地域防災計画に基づく防災訓練の場を活用し、豊明市立小学校、中学校の屋上に設置された太陽光発電施設が災害時に使用できることを地域の方々に知ってもらう。 2 防災訓練の際に、太陽光発電施設の災害時利用方法に関する研修会を、学校関係者、避難所運営者向けに設置事業者が実施する。 3 防災訓練の参加者向けに太陽光発電施設で発電した電力を使用してもらう機会を設け、体感型エネルギー学習を推進する。 4 防災訓練の際に合わせて実施することにより、すべての小中学校で研修会を実施でき、災害時の避難所の非常電源として活用を目指す。
あるべき姿	豊明市のすべての市内小中学校全校で実施する。また、民間事業者や市民団体、行政区等と連携し、再生可能エネルギーによる防災、減災に活用できる実践可能なエネルギー・環境学習プログラムを開発する。

第5節 協働の推進

1. 協働の基盤づくり

(1) 現状と課題

現在の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関わっており、市民、事業者があらゆる場面で環境に配慮した行動を取り入れていくことが求められています。本市では「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」において市民の役割として、地域社会活動への参加を努力義務として定めています。地域社会を良くする活動を協働で行うには、各主体が自分の住んでいる地域について知る必要があります。さらに、より良くするために必要な取り組みについて情報を得る機会をつくる必要があります。

(2) 施策の方向性

地域社会を自らが良くしていこうとする市民や事業者を育てるために、地域環境に関する情報や事例を発信するとともに、環境問題に関する知識を学ぶ機会を提供します。また、市内の団体の活動に関する情報発信、(仮)多世代交流館の活用により、市民活動への参加を促進します。

施策	環境指標	基準値	方向
環境教育の推進	環境学習講座の開催件数 (出前講座含む)【再掲】 (環境課)	30 講座 (令和元年度)	増加

施 策 ① 環境教育の推進

○環境教育の充実 (学校教育課、保育課)

- ・小中学校・保育園における緑化活動や美化活動の実施
- ・小学校・NPO 等における水生生物調査の実施
- ・保育園におけるごみの分別

○環境学習の推進 (環境課)

- ・ごみ減量、地球温暖化等の学校への出前講座の実施
- ・SDGs の市民・事業者への啓発活動の実施

施 策 ② 環境情報の提供・公開

○市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPO・ボランティア支援 (市民協働課)

- ・アダプトプログラム制度の広報及びホームページへの掲載
- ・アダプトプログラム制度説明の実施

○市民への環境情報の提供・公開・情報発信 (環境課)

- ・豊明市の環境概況(年度版)・ホームページによる観測データ等を公表

2. 協働の体制づくり

(1) 現状と課題

現在、地域の清掃活動やアダプトプログラムによって公園をはじめとして地域の環境美化活動が進められています。また、二村山では NPO による自然観察会や樹木の維持管理活動が行われています。このように、地域の環境の保全と創造は市民との協働で進めていますが、より良い環境をつくるには、活動分野や地域を一層拡大する必要があります。

(2) 施策の方向性

地域環境との関わり・つながりを深め行動する市民、事業者を広げるために、「自らが率先して実践」するための情報や機会を提供します。また既存の活動団体を始めとした市民活動には、活動に必要な場や備品等による支援を行います。

施策	環境指標	基準値	方向
市民・事業者による環境保全・整備の推進	アダプトプログラム登録数【再掲】 (市民協働課)	団体 39 個人 24 (令和元年度)	増加

施策① 市民・事業者による環境保全・整備の推進

○地区環境活動の推進 (土木課、都市計画課、環境課、市民協働課)

- ・アダプトプログラム制度の充実と地域美化活動への支援【再掲】

○事業者の環境保全活動の推進 (産業支援課)

- ・事業者の商工会を通じた環境保全活動の推進

施策② 市民・事業者参加の体制整備

○市民活動の支援 (市民協働課)

- ・市民活動の拠点施設の活用
- ・市民活動情報誌「コラボ」の発行
- ・備品の貸し出し

○市民参加によるまちづくり (土木課、都市計画課、市民協働課)

- ・街区公園の再整備やため池改修における、地域住民の意見の集約・反映
- ・市民の意見の政策反映のためのパブリックコメント等を実施
- ・市民提案型まちづくり事業の運用

施策③ 他の自治体等との連携

○近隣自治体や県との連携・情報交流 (土木課、企画政策課、環境課)

- ・境川流域総合治水対策協議会による河川整備等の推進
- ・他自治体との連携による環境施策の検討
- ・あいち生態系ネットワーク協議会による保全活動の推進

第5章 市民・事業者の取組

ここでは、望ましい環境像を達成するために市民、事業者が日常的な生活、事業活動の中で取り組むべき事項を、市の施策別にまとめました。

1. 市民の取組

(1) 自然の保全

- 地元でとれた農作物を購入して、豊明の農業を支援します。
- 農業体験等への参加を通して、豊明の農業に親しみます。
- 二村山などの里山の手入れ等、自然の維持や管理の活動に参加します。
- ペットは最後まで責任を持って飼います。
- 土地所有者は、自然の保全に協力します。

(2) 自然との触れ合いの確保

- 二村山などの自然観察会に参加し、自然に対するマナーやモラルを身に付けます。
- 散歩などで身近な自然に親しみます。

(3) 水辺の保全・活用

- 地域のため池や川の清掃活動に参加します。
- 節水や雨水利用等、水を大切にした生活を心がけます。

(4) 潤いと安らぎのあるまちづくり

- 近い距離は、徒歩や自転車で行くよう心がけます。
- 家のまわりに花や緑を植えたり、地域の清掃や花づくり等の美化活動に参加します。
- 土地所有者は、自身の土地の雑草を除去したり、ポイ捨て・不法投棄・犬のふんの放置がされないよう適切に管理していきます。

(5) 公害のないまちづくり

- エコドライブに心がけ、歩行者や道路沿道に住んでいる人を思いやった自動車の運転をします。
- 工場見学や事業所の地域交流のイベントなどに参加し、環境対策などの情報を交換する機会を持ちます。
- 合併処理浄化槽への転換、下水道への接続など、水を汚さない生活を心がけます。
- 自宅の花壇、庭などで農薬や肥料を適正に使用します。
- 農薬や肥料を控えた農作物を購入します。

(6) ごみ減量とリサイクルの推進

- 詰替えや付替えなど、ごみになりにくい製品や、長く使える製品を選びます。
- まだ使えるのに自分が不要になったものを人に譲ったり、人が不要になったものを譲ってもらったりします。
- ごみ出しのルールを守って、資源分別を徹底します。
- ごみ減量やリサイクルを進めていくための3R活動の実践に心がけます。
- 再生品を購入します。

(7) 再生可能エネルギーの導入・利用促進（創エネルギープロジェクト）

- 太陽光発電や太陽熱利用温水器など、再生可能エネルギー設備等を導入します。

(8) 省エネルギーの推進（省エネルギープロジェクト）

- 不要な照明を消す節電など省エネルギーに取り組みます。
- 新規購入や買い換える際は高効率機器を導入します。
- ペアガラスや断熱性外壁などの省エネリフォームを導入します。
- 夏季はグリーンカーテンを育て、暑さを和らげます。
- 夏季は熱中症に気を付け、必要に応じてクールシェアスポットを利用します。
- 普段からハザードマップを確認して、豪雨災害に備えます。

(9) 低炭素型まちづくりの推進（省エネルギープロジェクト）

- 近い距離は、徒歩や自転車で行くよう心がけます。【再掲】
- 公共交通機関を利用します。
- 新規購入や買い換える際は、次世代自動車など燃費の良い自動車を導入します。
- エコドライブに心がけ、歩行者や道路沿道に住んでいる人を思いやった自動車の運転をします。【再掲】
- 二村山などの里山の手入れ等、自然の維持や管理の活動に参加します。【再掲】

(10) 循環型社会の推進（創エネルギープロジェクト、省エネルギープロジェクト）

- 詰替えや付替えなど、ごみになりにくい製品や、長く使える製品を選びます。【再掲】
- まだ使えるのに自分が不要になったものを人に譲ったり、人が不要になったものを譲ってもらったりします。【再掲】
- ごみ出しのルールを守って、資源分別を徹底します。【再掲】
- ごみ減量やリサイクルを進めていくための3R活動の実践に心がけます。【再掲】
- 再生品を購入します。【再掲】

(11) 適応策の推進

- 普段からハザードマップを確認して、豪雨災害に備えます。
- 夏季はグリーンカーテンを育て、暑さを和らげます。【再掲】

○夏季は熱中症に気を付け、必要に応じてクールシェアスポットを利用します。【再掲】

(12) 多様な人々が取り組む環境づくり（親エネルギープロジェクト）

○家庭や地域を通して、環境に配慮した暮らし等を実践します。

○環境に関するイベントや学習会、取組みなどに参加、協力します。

(13) 協働の基盤づくり

○環境に関するイベントや学習会、取組みなどに参加、協力します。【再掲】

○地域の美化活動やボランティア活動などに参加します。

○市のホームページ等に掲載されている環境情報を閲覧します。

(14) 協働の体制づくり

○地域の美化活動やボランティア活動などに参加します。【再掲】

○パブリックコメントなど、市民意見を反映できる機会を利用します。

○本計画書に書かれていることのうち、できることに取り組みます。

2. 事業者の取組

(1) 自然の保全

○開発行為や土木工事を行う際は、自然環境や景観等が維持されるよう、周辺環境への配慮に努めます。

(2) 自然との触れ合いの確保

○土地所有者等は、市民が自然と触れ合う機会が増えるよう協力します。

(3) 水辺の保全・活用

○ため池や河川の所有者・管理者等は、自然豊かな水辺を残していくことに協力します。

○節水、水の循環利用等、水資源の節約をします。

○水辺の清掃活動に参加します。

(4) 潤いと安らぎのあるまちづくり

○物流の効率化等により、自動車交通量を減らします。

○工場や事業所の緑化等、潤いと安らぎのあるまちづくりに協力します。

○周辺環境に配慮した事業活動に努めます。

(5) 公害のないまちづくり

○周辺環境に配慮した事業活動に努めます。【再掲】

○農薬・肥料等を適正に使用します。

○小売店や生産者等は、環境に配慮した製品の取り扱いに努めます。

(6) ごみ減量とリサイクルの推進

- 自社から排出する廃棄物の削減に努めます。
- 詰替えや付替えなど、ごみになりにくい製品や、長く使える製品を調達します。
- 使用後に廃棄物の排出量の少ない製品の取り扱いをします。
- 製造事業者は、使用後にごみになりにくい製品を開発します。
- 事業活動に伴い生じた廃棄物は、自らの責任で適切に処理します。
- 再生品を利用します。

(7) 再生可能エネルギーの導入・利用促進（創エネルギープロジェクト）

- 太陽光発電や太陽熱利用温水器など、再生可能エネルギー設備等を導入します。

(8) 省エネルギーの推進（省エネルギープロジェクト）

- 不要な照明を消す節電など省エネルギーに取り組みます。
- 新規購入や買い換える際は高効率機器を導入します。
- ペアガラスや断熱性外壁などの省エネリフォームを導入します。
- 夏季の屋外作業などで熱中症予防に取り組みます。
- クールシェア・ウォームシェアスポットに協力します。
- 災害時の被害を最小限とするよう、平常時から事業継続計画（BCP）を策定します。

(9) 低炭素型まちづくりの推進（省エネルギープロジェクト）

- 物流の効率化等で、自動車交通量を減らします。【再掲】
- グリーン物流を進めます。
- 新規購入や買い換える際は、次世代自動車など燃費の良い自動車を導入します。
- エコドライブに心がけ、歩行者や道路沿道に住んでいる人を思いやった自動車の運転をします。

(10) 循環型社会の推進（創エネルギープロジェクト、省エネルギープロジェクト）

- 詰替えや付替えなど、ごみになりにくい製品や、長く使える製品を調達します。【再掲】
- 自社から発生する廃棄物は資源を分別し、リサイクルを徹底します。
- 市民の資源回収に協力します。
- 調達の際には、可能な限り再生品を利用します。

(11) 適応策の推進

- 災害時の被害を最小限とするよう、平常時から事業継続計画（BCP）を策定します。
【再掲】
- 災害時には地域の復旧活動への支援に努めます。
- クールシェア・ウォームシェアスポットに協力します。【再掲】

(12) 多様な人々が取り組む環境づくり（親エネルギープロジェクト）

- 従業員等の環境意識を高めるよう努めます。
- 事業所の関係者の環境意識を高めるよう努めます。

(13) 協働の基盤づくり

- 市民・NPO・ボランティア等の環境保全活動の支援や協力を努めます。
- 地域の美化活動やボランティア活動などに参加します。
- ホームページ等に自社の環境への取り組みなどの情報を掲載します。

(14) 協働の体制づくり

- 地域の美化活動やボランティア活動などに参加します。
- 本計画に書かれていることのうち、できることに取り組みます。

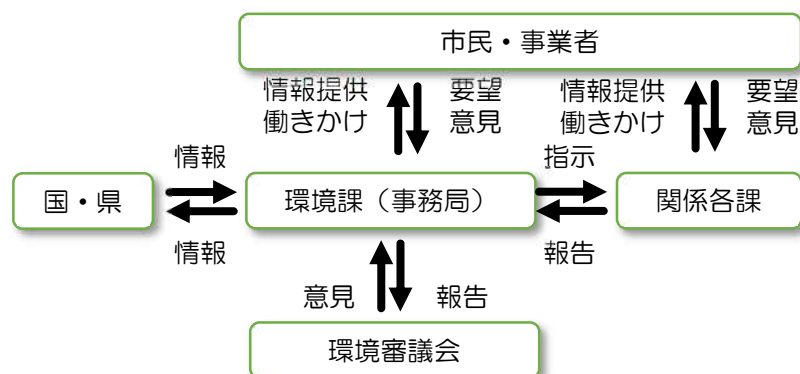
第6章 計画の推進

第1節 推進体制

1. 推進体制の構築

豊明市の望ましい環境像を達成するために、市民・事業者・行政の各主体が環境の保全と創造に対する責任と役割を認識し、互いに協力して取り組みを進めます。本計画は新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）を兼ねていることから、計画の推進は環境基本計画と統合的に行います。

庁内では、事務局を中心として施策・事業に関して密に連携し、国・県とは随時情報を交換します。市民・事業者とは広報、業界団体、学校など様々な経路を通じて情報の提供やイベント等の働きかけを行うとともに、市民・事業者間の情報交換を支援します。市民・事業者からの要望・意見は随時収集し、計画へ反映させます。



2. 市民・事業者・市の役割

（1）市民の役割

市民は、日常生活に起因する環境負荷が、近隣だけではなく地球環境へも影響していることを理解し、自らの生活スタイルを持続可能なものに転換していくことが必要です。

このため、市民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、地域の生活環境や自然環境に加えて、地球規模で環境への負荷の低減に貢献する行動に、自主的に取り組むことが期待されます。

さらに、環境に関する情報に触れる機会を持つとともに、市や地域の団体等が行う環境保全活動に、積極的に参加することが期待されます。

（2）事業者の役割

事業者は、経済活動の大きな部分を占めることから、環境負荷低減にとって極めて重要な役割があります。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組や、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、さらに生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、

事業活動に応じた取組を自主的、積極的に進めることが期待されます。

また、環境に対してより良い製品やサービスを提供するとともに、環境技術を発信し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成の構築のために、各主体の環境保全の取組を促す役割が期待されます。

(3) 市の役割

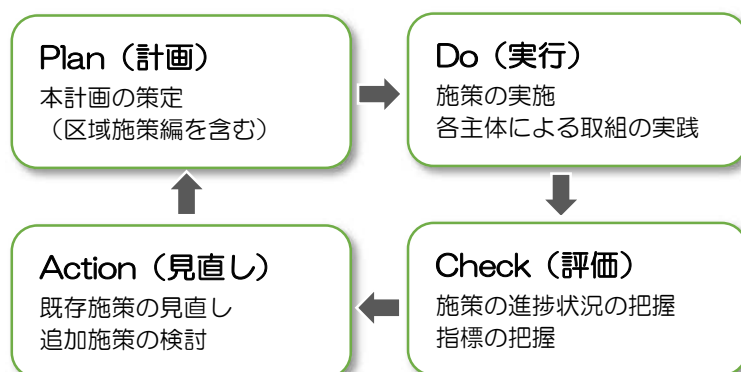
市は、本計画に基づく施策を着実に推進するとともに、事業者として、自らの事務事業についても環境配慮を幅広く率先的に実践していきます。

さらに、市民、事業者に加えて環境団体などの主体が環境活動にスムーズに取り組めるよう、関係部局間との連携や情報の提供などを行う調整者としての役割も担います。

第2節 進捗管理

本計画を着実に推進するために、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。

毎年、施策の進捗状況及び指標の状況、温室効果ガス排出量等をまとめた報告書を作成し、環境審議会に報告します。環境審議会の意見や社会情勢の変化に応じて、既存施策の見直しや追加を行います。



巻末資料

①豊明市環境基本条例

平成 11 年 3 月 25 日

条例第 1 号

私たちのまち、豊明市は、自然環境に恵まれ、緑豊かな明るいまちとして、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、日本の近代化とともに都市化の急激な進展は、都市の安全性や快適性の低下、生活環境の悪化、また自然環境の破壊等を引き起こし、地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、今日の環境に対する市民の要求は、問題意識の向上や価値観の変化に伴い、より高度なものになってきており、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

このような中で、これからの環境問題に的確に対応していくためには、従来のように環境の諸施策を個々に実施するのではなく、市民・事業者・市が一体となり、新たな視点に立ち総合的な環境施策を展開していく必要がある。

私たちは、環境資源を適切に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる社会を実現し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環

境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で緑豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民がこの恵沢

を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、

その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第8条 市は、動植物の育成環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全し、創造するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、

事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊明市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的か

つ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、豊明市環境審議会の意見を聞くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更にについて準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第15条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第16条 市は、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第17条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第20条 市は、市民及び事業者が自主的に
行う再生資源の回収活動、環境美化活動そ
の他の環境の保全及び創造に関する活動
が促進されるように、必要な措置を講ずる
ものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図る
ための広域的な取組を必要とする施策の
実施に当たっては、国、他の地方公共団体
等と協力して、その推進に努めるものとす
る。

第5章 豊明市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91
号)第44条の規定に基づき、豊明市環境
審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次
に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保
全及び創造に関する基本的事項及び重
要事項

(委任)

第24条 第22条から前条までに定める
もののほか、審議会の組織及び運営に関し
必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成11年4月1日から施
行する。

(豊明市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 豊明市公害対策審議会条例(昭和50年
豊明市条例第1号)は、廃止する。

②環境審議会委員名簿

令和2年 6 月 1 日現在（敬称略）

職 名	氏 名	所 属 団 体	備 考
委 員	島田 隆道	公益社団法人こども環境学会代議員	学識経験者
委 員	井内 尚樹	学校法人名城大学 教授	学識経験者
委 員	伊藤 正樹	ホシザキ 株式会社	事業者代表
委 員	岩田 真二	UD リテール 株式会社	事業者代表
委 員	岡本 一彦	あいち尾東農業協同組合豊明支店	事業者代表
委 員	笠原 尚志	株式会社 中西	事業者代表
委 員	杉浦 啓之	エナジーK 株式会社	事業者代表
委 員	伊藤 達広	東邦ガス 株式会社	事業者代表
委 員	坂田 吉正	中部電力 株式会社	事業者代表
委 員	天野 隆二	豊明市区長連合会	各種団体
委 員	後藤 裕輔	生活協同組合コープあいちとよあけ店	各種団体
委 員	酒井 雄矢	一般社団法人 豊明青年会議所	各種団体
委 員	似内 信彦	NPO法人 環境研究所豊明	各種団体
委 員	松 本 昇	豊明市商工会	各種団体
委 員	池野 昭子	豊明エコキッズ	各種団体
委 員	木村 文柄	とよあけ生活学校	各種団体
委 員	熊田 圭爾	愛知県尾張県民事務所	行政関係者
委 員	西谷 智子	一般公募	
委 員	阿部 美由紀	一般公募	

※任期：令和4年5月31日まで（2年間）

③新エネルギー推進委員会 委員名簿

令和元年 7 月 1 日現在（敬称略）

職 名	氏 名	所 属 団 体	備 考
委 員	井内 尚樹	学校法人名城大学 教授	学識経験者
委 員	松 本 昇	豊明市商工会	各種団体
委 員	可児 敏廣	豊明市区長連合会	各種団体
委 員	齋藤 史朗	一般社団法人 豊明青年会議所	各種団体
委 員	似内 信彦	NPO法人 環境研究所豊明	各種団体
委 員	坂田 吉正	中部電力 株式会社	事業者代表
委 員	金 丸 剛	東邦ガス 株式会社	事業者代表
委 員	岡本 一彦	あいち尾東農業協同組合豊明支店	事業者代表
委 員	杉浦 啓之	エナジーK 株式会社	事業者代表
委 員	内田 美子	一般公募	
委 員	蟹江 ゆかり	一般公募	
委 員	武田 祥延	愛知県 環境局 地球温暖化対策課	行政関係者
委 員	馬場 秀樹	市民生活部長	行政関係者
委 員	小串 真美	教育部長	行政関係者

※任期：令和2年5月31日まで

④審議会の検討経過等

令和元年度 第1回	令和元年 10月31日	改訂の基本方針等について
〃 第2回	令和2年 2月14日	改訂計画の骨子（案）について
令和2年度 第1回	令和2年 9月28日	第2次環境基本計画について（諮問）
〃 第2回	令和3年 2月12日	第2次環境基本計画について（答申）

⑤指標一覧

環境テーマ	施策	環境指標	基準値	方向
自然の保全	自然景観の保全	遊休農地面積 (農業政策課)	3ha (令和元年11月30日現在)	減少
		経営耕地面積 (農林業センサス)	231ha (平成27年2月現在)	減少 (減少幅の縮小に努める)
	生態系の保全	市内動植物の生息・生育状況の調査の実施	湿地や二村山で実施している	対象地域、対象生物分類群の増加
自然との触れ合いの確保	自然との触れ合いの確保	市民菜園区画数 (農業政策課)	135区画	現状維持
		環境学習講座の開催件数(出前講座含む) (環境課)	30講座	増加
水辺の保全・活用	水循環の保全	透水性舗装導入量 (土木課)	18.9%	増加
潤いと安らぎのあるまちづくり	公共交通利用の促進	公共交通の隣接市町間の路線数 (地域公共交通網形成計画)	6コース	増加
	緑化の推進	市民一人当たりの都市公園・緑地面積	9.3㎡	増加
	みんなで作るきれいなまち	アダプトプログラム登録数 (市民協働課)	団体39 個人24	増加
公害のないまちづくり	大気汚染・騒音の防止	大気汚染物質の濃度 (年平均値)	NO ₂ 0.010ppm SPM 0.017mg/m ³ Ox 0.034ppm	低下
		道路交通騒音の要請限度を超過した地点	1地点	低下
	水質汚濁の防止	ため池：COD値 河川：BOD値 (全測定結果平均値)	COD：10.8mg/L BOD：3.6mg/L	低下
	事業所公害の防止	公害防止協定締結企業数	19企業	増加
ごみ減量とリサイクルの推進	ごみ減量の推進	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	503g/人・日 (平成29年度)	20%削減
再生可能エネルギーの導入・利用促進	再生可能エネルギー設備等の普及促進	再生可能エネルギー・省エネルギー設備への補助件数	15件	増加
		豊明市内の再生可能エネルギー等の年間売電量	21,314MWh	維持

環境テーマ	施策	環境指標	基準値	方向
省エネルギーの推進	省エネルギー設備の普及促進	再生可能エネルギー・省エネルギー設備への補助件数【再掲】	15 件	増加
	省エネルギー型ライフスタイルへの転換	あいちクール&ウォームシェアスポット登録数	2 件	増加
	市の省エネルギーの推進	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	3,209,308 kg-CO ₂ (平成 25 年度)	51%減
低炭素型まちづくりの推進	低炭素型交通網の整備の推進	ひまわりバス等公共交通の利用者数	167,459 人	増加
	吸収源となる森林の保全・活用	市民一人当たりの都市公園・緑地面積【再掲】	9.3 m ²	増加
循環型社会の推進	ごみの減量化・資源化促進	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量【再掲】	503 g/人・日 (平成 29 年度)	20%削減
	廃棄物からのエネルギー利用促進	東部知多衛生組合の焼却炉における発電量	16,821MWh	維持
適応策の推進	適応型防災対策の推進	家庭で防災対策をしている市民の割合(備蓄・避難場所の確認など)(総合計画)	60.8%	増加
多様な人々が取り組む環境づくり	情報にアクセスしやすい環境の整備	環境のイベントのHP掲載数(環境課)	4 件	増加
		再生可能エネルギーを利用したいと思う市民の割合(総合計画)	64.7%	増加
	体験・学習の場の創出	環境学習講座の開催件数(出前講座含む)【再掲】(環境課)	30 講座	増加
協働の基盤づくり	環境教育の推進	環境学習講座の開催件数(出前講座含む)【再掲】(環境課)	30 講座	増加
協働の体制づくり	市民・事業者による環境保全・整備の推進	アダプトプログラム登録数【再掲】(市民協働課)	団体 39 個人 24	増加

※基準値で年度等の記載がないものについては、令和元年度の値である

第2次豊明市環境基本計画

発行日	令和3年3月
発行者	豊明市経済建設部環境課
住 所	〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
Tel	0562-92-1113
Fax	0562-92-1141